

いのち支える

狛江市自殺対策計画

令和 2年 1月

狛 江 市

目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨と背景 | 1 |
| (1) 自殺対策基本法の改正内容 | 3 |
| (2) 自殺総合対策大綱の見直しの概要 | 3 |
| (3) 自殺総合対策大綱（概要） | 5 |
| 2 計画の位置付け | 6 |
| 3 計画の期間 | 6 |
| 4 計画の数値目標 | 6 |
| 第2章 狛江市における自殺の現状 | 7 |
| 1 自殺者数の推移 | 7 |
| (1) 全国・東京都の年次推移 | 7 |
| (2) 狛江市の年次推移 | 7 |
| 2 自殺死亡率の推移 | 8 |
| 全国・東京都・圏域・狛江市の年次推移 | 8 |
| 3 男女別・年代別の自殺者数 | 8 |
| (1) 狛江市の男女別の年次推移 | 8 |
| (2) 狛江市の男女別・年代別の自殺者数（5年合計） | 9 |
| (3) 自殺者の年齢構成（5年合計、全国・東京都との比較） | 10 |
| 4 職業別の自殺者数（5年合計） | 10 |
| 5 自殺の原因・動機（5年合計） | 11 |
| 6 「地域自殺実態プロファイル」の分析結果 | 12 |
| 第3章 狛江市における自殺対策の方針 | 13 |
| 1 基本方針 | 13 |
| (1) 包括的に生きる支援をする | 13 |
| (2) 有機的に関連施策との連携を図る | 13 |
| (3) 対応の段階に応じた対策を効果的に展開する | 13 |
| (4) 実践と啓発を積極的に推進する | 13 |
| (5) 関係者の役割の明確化と連携・協働 | 14 |
| 第4章 狛江市における自殺対策の取組 | 15 |
| 1 自殺対策施策の体系 | 15 |
| 2 5つの基本施策 | 15 |

| | | |
|---------------|--------------------------------|----|
| 【基本施策1】 | 地域におけるネットワークの強化 | 15 |
| 【基本施策2】 | 自殺対策を支える人材の育成 | 15 |
| 【基本施策3】 | 住民への啓発と周知 | 16 |
| 【基本施策4】 | 生きることの促進要因への支援 | 16 |
| 【基本施策5】 | 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 | 17 |
| 3 | 4つの重点施策 | 17 |
| 【重点施策1】 | 高齢者への支援の強化 | 17 |
| 【重点施策2】 | 生活困窮者への支援の強化 | 18 |
| 【重点施策3】 | 子ども・若者への支援の強化 | 19 |
| 【重点施策4】 | 勤務・経営問題に関わる自殺対策 | 19 |
| 4 | 計画の成果指標 | 20 |
| 5 | ライフステージに応じた支援 | 21 |
| 6 | 事業(取組)一覧 | 23 |
| 基本施策1 | 地域におけるネットワークの強化 | 23 |
| 基本施策2 | 自殺対策を支える人材の育成 | 24 |
| 基本施策3 | 住民への啓発と周知 | 25 |
| 基本施策4 | 生きることの促進要因への支援 | 27 |
| 基本施策5 | 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 | 41 |
| 第5章 自殺対策の推進体制 | | 43 |
| 資料編 | | 44 |
| 1 | 相談窓口一覧 | 44 |
| 2 | 自殺対策基本法 | 54 |
| 3 | 狛江市健康づくり推進協議会委員・自殺対策に関する協力者 名簿 | 60 |
| 4 | 狛江市自殺対策庁内検討委員 名簿 | 61 |
| 5 | 狛江市自殺対策庁内検討委員会の設置及び運営に関する要綱 | 62 |
| 6 | いのち支える狛江市自殺対策計画 策定経過 | 64 |

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

我が国の自殺者数は、平成10年以降、14年連続で3万人を超える状態が続きました。そのため、平成18年には「自殺対策基本法」¹（以下「基本法」という。）が制定されました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向になるなど、一定の成果を着実に上げ自殺対策は大きく前進しました。

しかし、年間の自殺者数は依然として2万人を超えており、また我が国の自殺死亡率（自殺死亡者数/人口×10万）は主要先進7か国²の中で最も高いなど、いまだ非常事態が続いている状況です。

そうした中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、施行から10年の節目に当たる平成28年には基本法が改正されました。自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念として明記するとともに、市区町村が区域内における自殺対策についての計画を定めるものとされました。また平成29年度には、「自殺総合対策大綱」³（以下「大綱」という。）が抜本的に見直され、重点施策として「地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進」、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」などを新たに追加し、基本認識や基本方針等が変更されました。

東京都では、平成30年6月に東京都自殺総合対策計画を策定し、関係機関・団体との連携・協力の強化を図り、環境整備や社会的要因への対策を含めて総合的に取り組むこととしています。

こうした背景を踏まえ、狛江市では「生きる支援」に関連する事業を集約して、総合的かつ効果的な自殺対策を推進するため、「いのち支える狛江市自殺対策計画」（以下「計画」という。）を策定します。

¹ 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）は、自殺の防止と自殺者の親族等への支援の充実を目的として制定された法律で、全国で法制化に向けた署名活動が行われた。

² 米国、英国、ドイツ、フランス、日本、カナダ、イタリアの7か国

³ 自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針を定めたもの。

図1：日本の自殺者数の推移（平成30年版「自殺対策白書」第1-1図）

自殺者数は、昭和53年から2万人台で推移していましたが、平成9年から平成10年には8,472人増加して3万人を超えました。その後、平成15年にピークを迎え、平成16年以降、平成21年まで横ばいで推移した後、減少傾向となっています。なお、平成27年には急増前の平成9年の水準となりました。

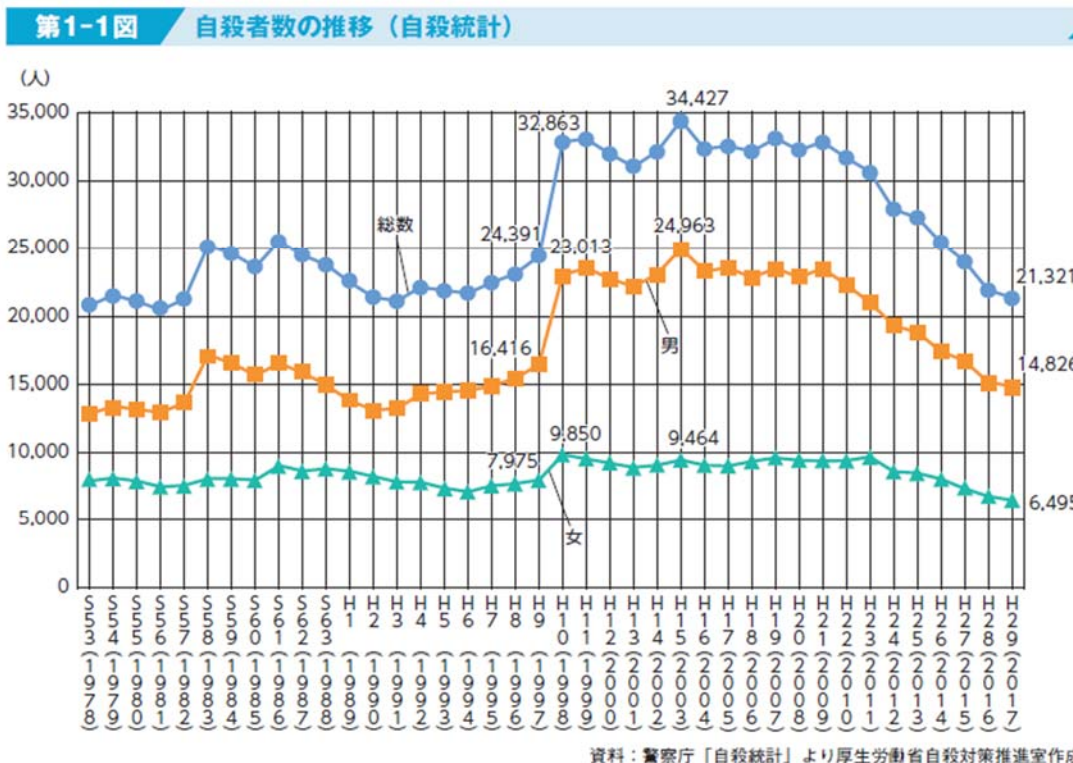
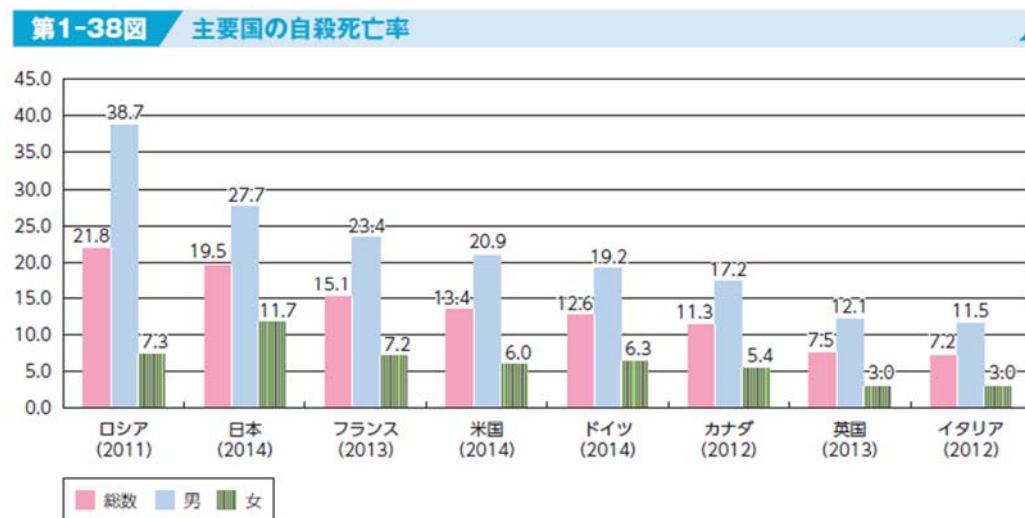


図2：自殺死亡率の国際比較（平成30年版「自殺対策白書」第1-38図）

主要国の自殺死亡率について、世界保健機関によれば日本は19.5となっており、ロシアの21.8に次いで高く、主要先進7か国の中では最も高い数値となっています。



(1) 自殺対策基本法の改正内容

目的規定の改正

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すことを明記

基本理念の追加

「生きることの包括的な支援としての自殺対策」を基本理念として追加

自殺予防週間・自殺対策強化月間の展開

自殺予防週間（9月10日～16日）に啓発活動を広く展開するとともに、自殺対策強化月間（3月）において自殺対策を集中的に展開することを明記

地域自殺対策計画の策定義務

都道府県及び市区町村に地域自殺対策計画の策定を義務化

(2) 自殺総合対策大綱の見直しの概要

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

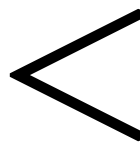
第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

生きることの阻害要因

過労、生活困窮、
育児や介護疲れ、いじめや
孤立等



生きることの促進要因

自己肯定感、信頼できる人
間関係、危機回避能力、
地域のつながり等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている

地域レベルの実践的な取組を PDCA サイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

- (1) 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
- (2) 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- (3) 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
- (4) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- (5) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- (6) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- (7) 社会全体の自殺リスクを低下させる
- (8) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- (9) 遺された人への支援を充実する
- (10) 民間団体との連携を強化する
- (11) 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- (12) 勤務問題による自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

令和8年までに、自殺死亡率を平成27年に比べ30%以上減少させる。

| | 平成27年 | 令和8年 |
|--------|---------|-----------|
| 自殺死亡率※ | 18.5 | 13.0以下 |
| 自殺死亡者数 | 24,025人 | 16,000人以下 |

※自殺死亡率：自殺死亡者数/人口×10万

第6 推進体制等

- (1) 国における推進体制
- (2) 地域における計画的な自殺対策の推進
- (3) 施策の評価及び管理
- (4) 大綱の見直し

(3) 自殺総合対策大綱 (素案)

「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

➤ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下させる**

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はいまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓蒙を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下させる**
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進する**
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進する**

第5 自殺対策の数値目標

➤ 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**
(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

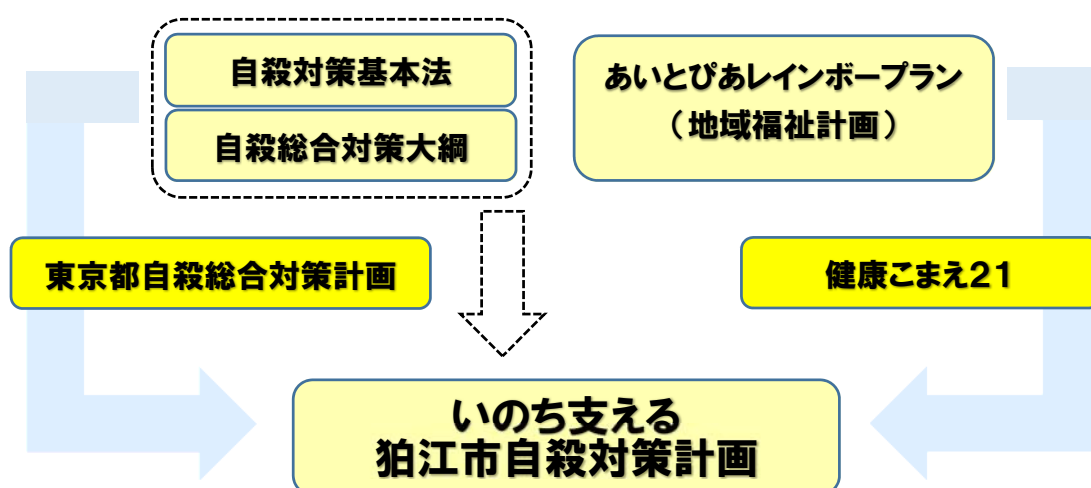
(WHO:41.5.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に基づく市町村自殺対策計画として位置付けます。また、大綱や東京都の「東京都自殺総合対策計画」の内容を反映するとともに、市福祉分野における上位計画である「狛江市第 4 次地域福祉計画（あいとぴあレインボープラン）」のほか、「健康こまえ 21（第 2 次）」等の関連する各種計画との整合性を図ります。



3 計画の期間

大綱がおおむね 5 年を目途に見直されることを踏まえ、本計画の推進期間は平成 31 年度から令和 5 年度までの 5 年間とします。なお、国の動きや自殺をめぐる諸情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画を見直します。

4 計画の数値目標

国は大綱において、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策の数値目標を定め、当面の目標として令和 8 年までに自殺死亡率を平成 27 年と比べて 30%以上減少させることとしています。

狛江市においては、わずかな増減でも自殺死亡率の変動が大きいことから、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の自殺死亡率の平均値から、令和 4 年から令和 8 年までの 5 年間の自殺死亡率の平均値が 30%以上減少することを目指します。また、計画期間に合わせた 5 年間の自殺死亡率の平均値の目標も設定しました。

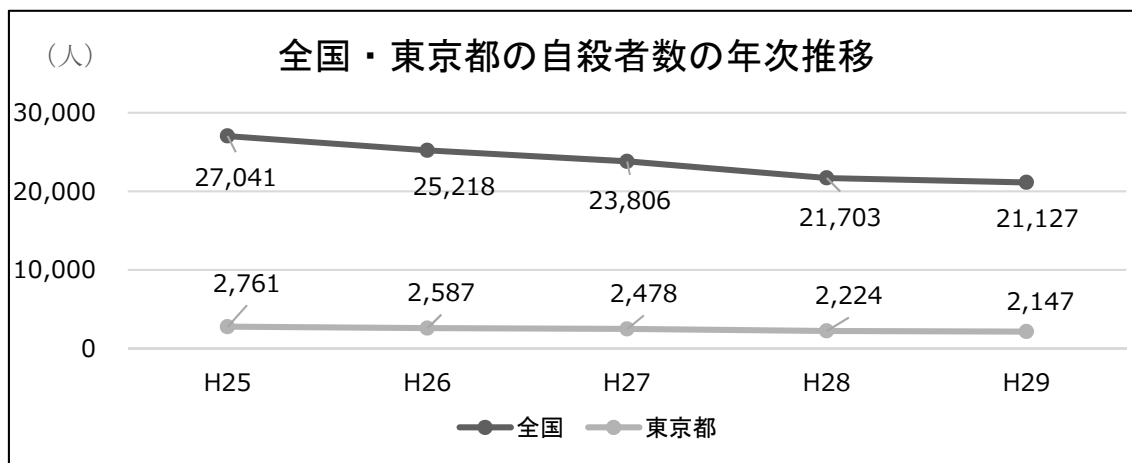
| 狛江市 | (目標) | | (目標) |
|-------------------------|--------------|-------------|------------|
| | H25~H29 の平均値 | H31~R5 の平均値 | R4~R8 の平均値 |
| 自殺死亡率 (自殺死者数/人口×10万) | 13.9 | 11.2 以下 | 9.7 以下 |

第2章 狛江市における自殺の現状

1 自殺者数の推移

(1) 全国・東京都の年次推移

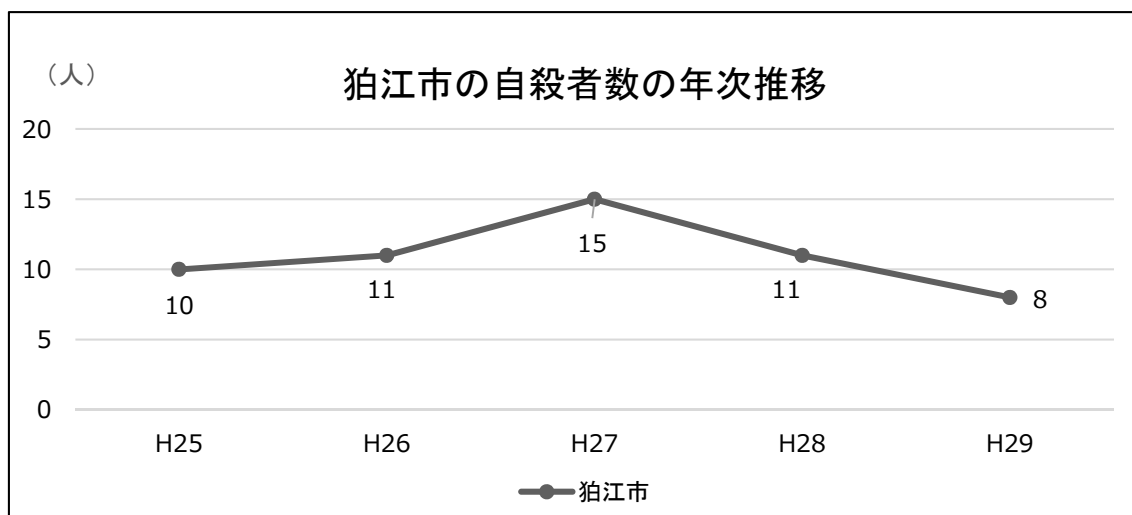
自殺による死亡者数は、経年減少傾向となっており、平成29年には全国で21,127人、東京都では2,147人となりましたが、依然として高い水準にあります。



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2018)」

(2) 狛江市の年次推移

狛江市の自殺者数は、平成27年の15人をピークに減少しており、平成29年には8人となりました。

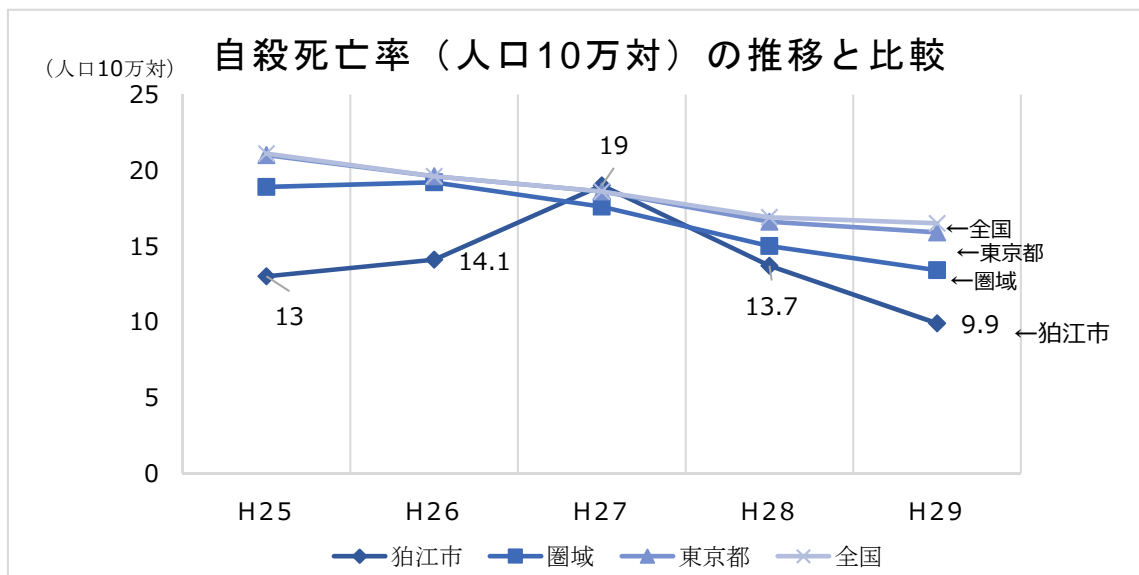


出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル(2018)」

2 自殺死亡率の推移

全国・東京都・圏域・狛江市の年次推移

狛江市の自殺死亡率は、平成 27 年まで増加し、全国、東京都、圏域（北多摩南部保健医療圏）の値を上回りましたが、その後は下回り、平成 29 年は 9.9 となりました。

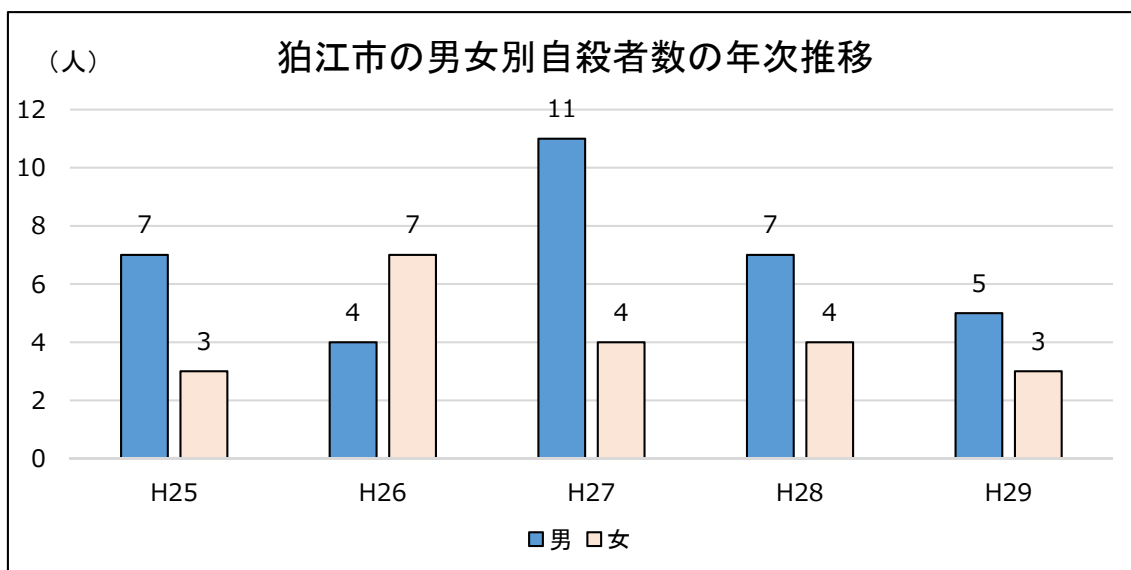


出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

3 男女別・年代別の自殺者数

(1) 狛江市の男女別の年次推移

狛江市の男女別自殺者数は、平成 26 年以外は女性より男性の自殺者数が多く、約 2 倍となっています。



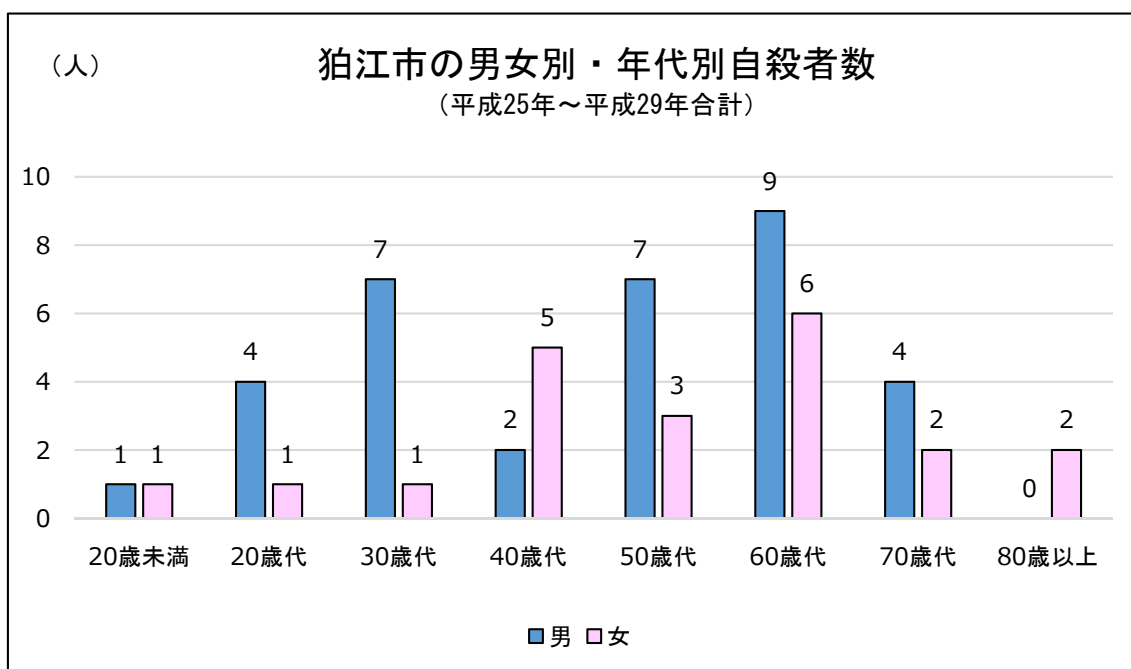
出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」

(2) 狛江市の男女別・年代別の自殺者数（5年合計）

平成25年から平成29年までの自殺者数の合計は55人となっており、男性34人、女性21人であり、男性が60%以上を占めています。

年代別では男性、女性ともに60歳代が最も多く、次いで男性は30歳代と50歳代、女性は40歳代が2番目に多くなっています。

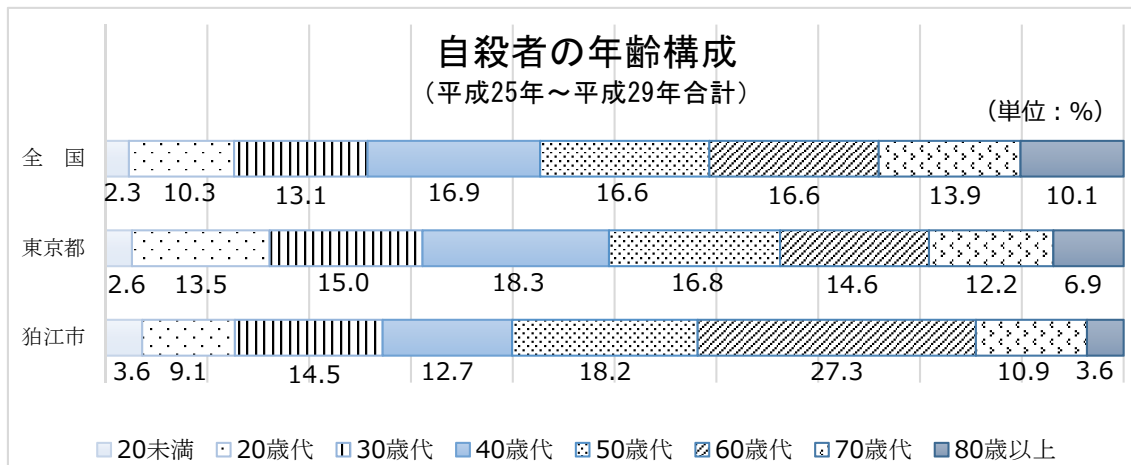
| 平成25年 ～29年 合計 | 20 歳未満 (～ 19) | 20 歳代 (20～ 29) | 30 歳代 (30～ 39) | 40 歳代 (40～ 49) | 50 歳代 (50～ 59) | 60 歳代 (60～ 69) | 70 歳代 (70～ 79) | 80 歳以上 (80 ～) | 合計 |
|---------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|----|
| 男 性 | 1 | 4 | 7 | 2 | 7 | 9 | 4 | 0 | 34 |
| 女 性 | 1 | 1 | 1 | 5 | 3 | 6 | 2 | 2 | 21 |
| 総 数 | 2 | 5 | 8 | 7 | 10 | 15 | 6 | 2 | 55 |



出典：厚生労働省ホームページ「地域における自殺の基礎資料」

(3) 自殺者の年齢構成（5年合計、全国・東京都との比較）

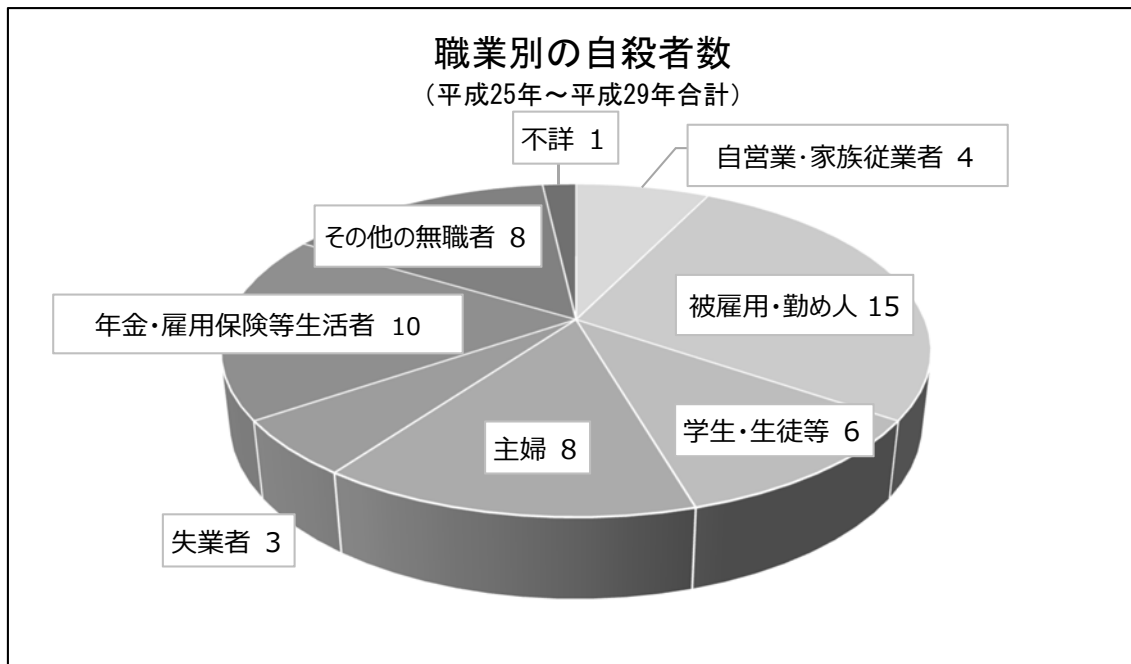
自殺者の年齢構成を全国・東京都と比較すると、全国や東京都は40歳代の割合が一番多いのに対し、狛江市では60歳代の割合が27.3%と一番多く、続いて50歳代が18.2%と多くなっています。一方、20歳～40歳代や70歳代以上の割合が少なくなっています。



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール(2018)」

4 職業別の自殺者数（5年合計）

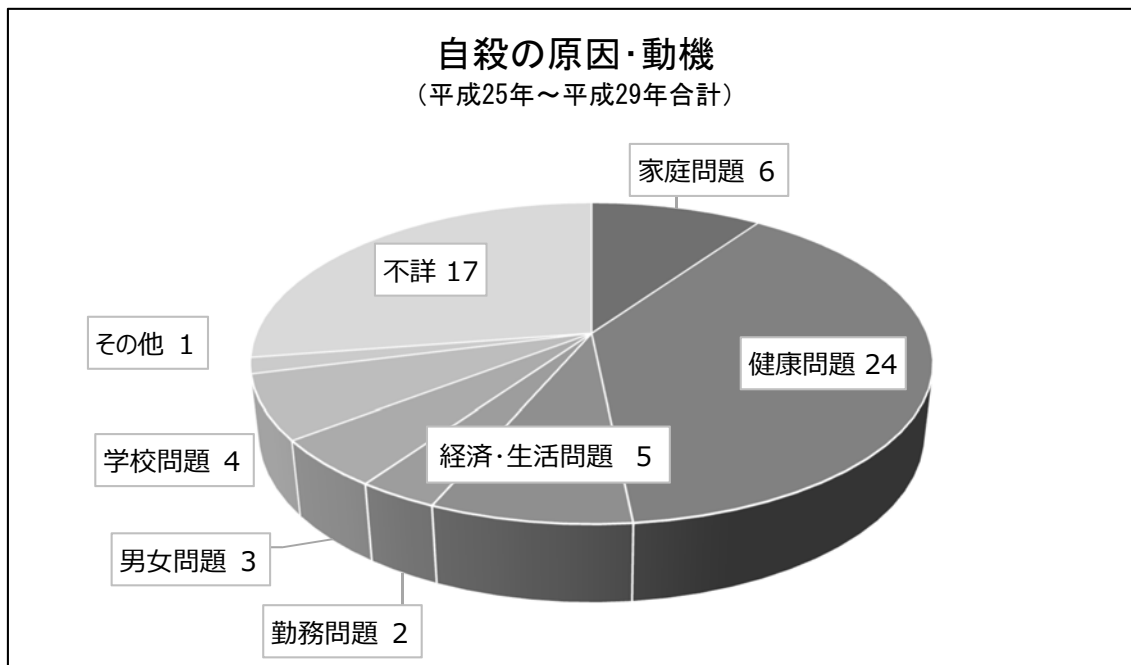
職業別の自殺者数は、60%以上が無職者（学生・生徒等、主婦含む）となっています。無職者の内訳としては、年金・雇用保険等生活者が最も多くなっています。



出典：厚生労働省ホームページ「地域における自殺の基礎資料」

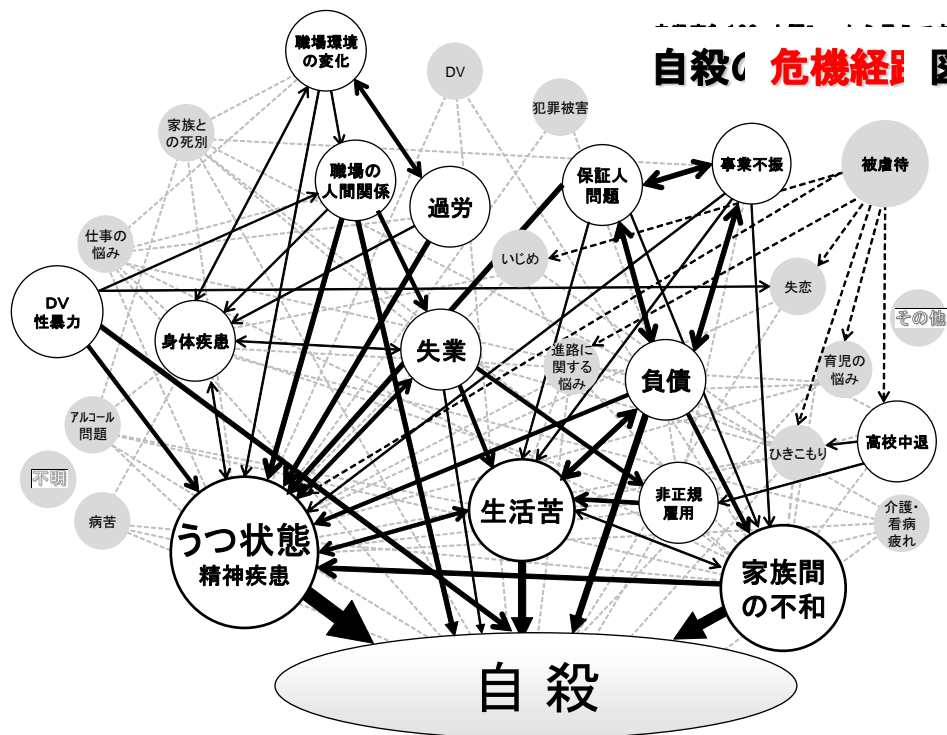
5 自殺の原因・動機（5年合計）

自殺の原因・動機は、「健康問題」が最も多くなっています。「健康問題」には身体的疾患のみならず、心の健康に関する問題も含まれます。



※原因・動機を3つまでで挙げるため、当該年の自殺者数と一致していません。

出典：厚生労働省ホームページ「地域における自殺の基礎資料」



出典：『自殺実態白書 2013』（NPO 法人ライフリンク発行）

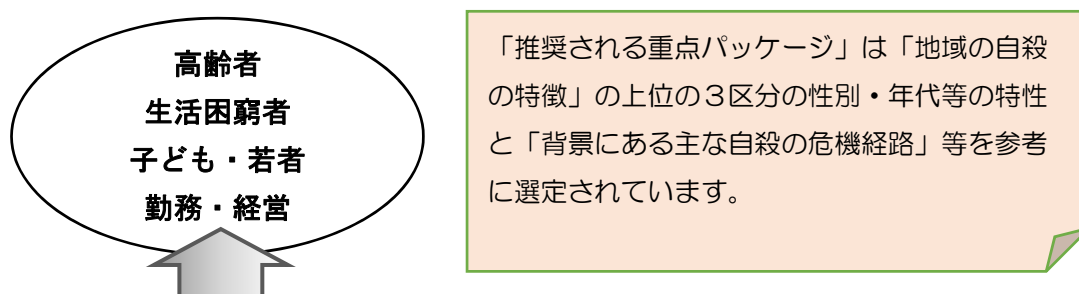
6 「地域自殺実態プロフィール」の分析結果

大綱の改定に基づき、国から地域における自殺対策の取組を支援するため、都道府県及び市町村に対し「地域自殺実態プロフィール」⁴が提供されました。

この重点パッケージは、地域において優先的に取り組むべき施策群で、8つの分野（「子ども・若者」「勤務・経営」「生活困窮者」「無職者・失業者」「高齢者」「ハイリスク地」「震災等被災地」「自殺手段」）から構成されています。

「狛江市 地域自殺実態プロフィール【2018 更新版】」（自殺総合対策推進センター提供）では、狛江市における自殺実態データの分析結果として、以下の推奨される重点パッケージと地域の主な自殺の特徴が示されています。

○推奨される狛江市の重点パッケージ



○地域の主な自殺の特徴（自殺日・住居地、平成25年～平成29年合計）

| 上位5区分 | 自殺者数 5年計 | 背景にある主な自殺の危機経路 ⁵ |
|-------------------|-------------|---|
| 1位: 女性 60歳以上無職同居 | 6 | 身体疾患→病苦→うつ状態→自殺 |
| 2位: 男性 60歳以上無職同居 | 5 | 失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺 |
| 3位: 男性 20～39歳有職同居 | 5 | 職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺 |
| 4位: 女性 60歳以上無職独居 | 4 | 死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺 |
| 5位: 男性 60歳以上有職同居 | 4 | ①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺/②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺 |

⁴ 「地域自殺実態プロフィール」は、自殺総合対策推進センターによる統計データ等を分析した各自治体の自殺実態データである。地域特性の把握と市町村の自殺実態の分析の結果として示される地域特性の評価結果に基づく優先度など、地域自殺対策計画等の参考資料として提供されている。

⁵ 「主な自殺の危機経路」は、全国的に見て代表的と考えられる危機経路を示すものであり、提示された経路が唯一のものではない。

第3章 狛江市における自殺対策の方針

1 基本方針

大綱と狛江市の現状を踏まえ、以下の5つを「自殺対策の基本方針」とします。

(1) 包括的に生きる支援をする

自殺対策は、個人においても地域においても、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力、地域のつながりなどの「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させます。自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、「包括的に生きる支援」として推進します。

(2) 有機的に関連施策との連携を図る

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、いじめ等に関連する分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果をさらに高めるため、様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、密接に連携して対策に取り組みます。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度との連携推進や、救急、精神科をはじめとする医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにし、社会経済的な視点を含めた包括的な対策に取り組みます。

(3) 対応の段階に応じた対策を効果的に展開する

個々の問題解決に取り組む「対人支援レベル」、包括的支援を行うために関係機関等が連携する「地域連動レベル」、市の計画等の枠組を整理・修正する「社会制度のレベル」のそれぞれにおいて、総合的な対策を推進します。

また、時系列的な対応の段階として、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危機に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合における「事後対応」の、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階に応じた施策を展開していきます。

(4) 実践と啓発を積極的に推進する

自殺の危機に陥った人の心情や背景は人それぞれであり、悩みを抱えたときには誰かに援助を求めることが大切であるということが、地域の中で共通認識になるように、積極的な普及啓発を行います。

すべての市民が、悩みを抱えている人に気づき、声をかけ、受け止め、寄り添い、必要があれば相手に応じた相談機関や専門家につなぐことができるよう、広報活動、教育活動等に取り組みます。

(5) 関係者の役割の明確化と連携・協働

自殺対策を通して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、狛江市だけでなく、医療機関やNPO法人等の民間団体、企業、そして市民一人ひとりが連携・協働し、自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にするとともに、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

自殺対策の目指す「いのち支える」施策について、狛江市に暮らす市民一人ひとりができる取組を進めていきます。

第4章 狛江市における自殺対策の取組

1 自殺対策施策の体系

国の自殺総合対策推進センターより、すべての自治体において地域自殺対策の推進として取り組むことが望ましい5つの「基本施策」と、大綱を踏まえた地域における優先的課題となりうる「重点施策」が示されました。「重点施策」は、地域自殺実態プロファイルにより示された「推奨される重点パッケージ」に掲げられている施策です。狛江市では、「基本施策」と「重点施策」を連動させて計画を推進していきます。

2 5つの基本施策

【基本施策1】地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で基盤となる取組が、地域におけるネットワークの強化です。これには、自殺対策に特化したネットワークの強化だけでなく、他の目的で地域に展開しているネットワーク等と自殺対策との連携の強化も含まれます。特に自殺の要因となり得る分野のネットワークとの連携を強化していきます。

○市内におけるネットワークの強化

市内各分野の部署と連携し、狛江市の自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための関係部署等で組織する自殺対策市内検討委員会を設置します。

また、計画の進捗管理を行い、自殺対策施策の管理と推進を図ります。

○市外におけるネットワーク体制の推進

多摩府中保健所では、圏域の関係機関等と連携を図り、圏域全体にわたる自殺対策の取組を推進するため、圏域各市で情報共有できる機会の設定や研修を実施します。

○地域の関係機関との連携強化

民生委員・児童委員など、地域で活躍する担い手等にこころの健康づくりや自殺の現状、相談窓口を周知し、早期に気づき、早期に相談につなげられる体制づくりを強化します。

【基本施策2】自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担う人材がいて、初めて機能するものです。そのため、自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上で基盤となる重要な取組です。

狛江市では、職員が自殺に関する現状や対応などの知識を深め、市民のSOSに気づき、関係機関と速やかに連携、支援ができるよう、研修等の機会を充実させます。

また、このような市内の意識改革を進めるだけではなく、自殺のリスクが高い人を確実に支援につなげられるよう、専門機関・職種が連携した包括的な支援の展開が必要です。

これらの行政や各専門機関の職員等の人材育成を推進した上で、狛江市では誰もが身近な人の悩みや問題に気づき、寄り添うことができるよう、市民を対象とした研修を実施していきます。

○考え方・認識の共有化

保健・福祉・教育関係者等がそれぞれの支援についての基本的な考え方や、具体的な対応方法等についての認識を共有し、理解することで連携の円滑化を図ります。

【基本施策3】住民への啓発と周知

地域のネットワークを強化して相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、誰かが問題を抱えた際に適切な支援につなげることができません。

狛江市では、市民との様々な接点を生かして、相談機関等に関する情報を提供するとともに、市民が自殺対策について理解を深められるよう機会を作っていきます。

○広報等を通じた自殺予防についての啓発

毎年9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間には、広報こまえや市ホームページへの情報掲載に加え、フェイスブックやツイッターによる啓発や相談先の情報の周知を図ります。

また、人権啓発に関する講演会等市民向けの講演会やイベント等において自殺予防や相談窓口のリーフレットを配布し、啓発に努めます。

【基本施策4】生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力、地域のつながりなどの「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」よりも、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときです。そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組のみならず、「生きることの促進要因」を増やす取組を併せて行うことによって、自殺リスクを低下させる必要があります。こうした点を踏まえて狛江市では、「生きることの促進要因」を強化する様々な取組を進めます。

また、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合の事後対応について、東京都などの関係機関と協力して、情報提供と周知を図ります。

○高齢者が集まる場所や居場所づくりの推進

各地区のニーズや実情に合った身近に集まれる場（高齢者サロン等）を確保するほか、シルバー人材センターの会員として仕事を通じた生きがいをづくりや、高齢者の孤立化を予防する事業を推進します。

○妊娠期から子育て期における切れ目のない支援の推進

妊娠・出産・子育て期において子どもと保護者が孤立せず安心して子育てができるようきめ細かに切れ目なく支援をします。妊娠期からこころの変調を早期に発見し、産後

うつ等についての早期支援につなげます。また、子どもの頃から正しい妊娠・出産の知識やライフプラン、いのちの大切さについて学べる機会を学校と協働して進めていきます。

【基本施策5】児童生徒のSOSの出し方に関する教育

経済・生活問題、家族関係の不和、心身面での不調等、自殺の背景にあるとされる様々な問題は、人生の中で誰もが直面し得る危機ですが、自殺を防ぐには、様々な問題への対処方法や支援先に関する情報を早い時期から身に付けておくことが重要です。こうしたことから、狛江市では、保護者や地域の関係者等と連携しつつ、児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育を推進するなど、問題を抱える前の段階から対策を講じることで、将来的な自殺リスクの低減を図ります。

○子どもがSOSを出しやすい環境の整備

○関係機関とのケース会議を通じた児童・生徒の支援体制の強化

不登校やいじめ等の問題行動及びハイリスク児童・生徒の早期発見と適切な対応を進めるために、スクールカウンセラー等を配置して、支援体制の環境整備を促進します。

また、必要に応じて児童相談所をはじめとする市内外の各種機関とのケース会議を通じて、連携を強化した支援体制を確立します。

○児童生徒や若者に対する支援情報の提供

青少年に対し、いじめやネット上のトラブル、薬物依存等、自殺のリスクにつながりかねない各種問題に対する注意を喚起するパンフレットと、チャイルドライン等の電話相談や地域における相談先の情報を掲載した若者支援ガイド等を配布することで相談先情報の周知を図ります。

3 4つの重点施策

狛江市では、平成25年から平成29年までの5年間に、自殺によって55人（男性34人、女性21人）が亡くなっており、そのうち23人が60歳以上（男性13人、女性10人）となっています。自殺総合対策推進センターが作成した「狛江市自殺実態プロファイル」において、「高齢者」「生活困窮者」「子ども・若者」「勤務・経営」を理由とした自殺の取組を今後重点的に進めることが推奨されています。

これらの点から、狛江市では、「高齢者」「生活困窮者」「子ども・若者」「勤務・経営」に関わる自殺対策を、今後の重点施策と定めた取組を進めていきます。

【重点施策1】高齢者への支援の強化

現状と課題

過去5年間に、自殺で亡くなった55人のうち、4割以上の23人が60歳以上であり、高齢者の自殺は深刻な問題となっています。

今後、高齢化が進むにつれて、家族や地域との関係が希薄化し、社会的に孤立する独居高齢者や高齢者世帯が増加することが考えられます。

高齢者の社会的な孤立は、本人の生きがいの喪失につながるとともに、様々な問題を抱えたときに誰にも相談ができず、自殺リスクが高まると考えられることから、これをいかに防ぐかが課題となっています。

施策の方向性

すでに孤立状態にある高齢者は、早期に必要な支援につなげることが重要です。

また、民生委員・児童委員や老人クラブ連合会、社会福祉協議会等関係者との連携のもと、高齢者向けの啓発活動の推進及び、家族を含む支援関係者の自殺対策に関する知識の向上を図ります。

また、高齢者の孤立を防ぐため、他者との関わりを持ち、生きがいを感じられる多様な居場所を確保するなど、高齢者が生きがいを感じることができる地域づくりを推進します。

【重点施策2】生活困窮者への支援の強化

現状と課題

狛江市で過去5年間に自殺で亡くなった人を職業別にみると、学生・生徒等、主婦を含む無職の自殺者が約6割（全自殺者55人のうち、無職者が35人）に上ります。失業・無職によって生活困窮状態にある人は、経済的な困窮に加え、心身の健康や家族との人間関係、引きこもり等様々な問題を抱えた結果自殺に追い込まれることが少なくないと考えられます。

そのため、生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策施策が連携し、経済や生活面の支援のほか、心身の健康や人間関係等の視点も含めた包括的な支援を行う必要があります。

さらに、引きこもり状態の人については、実態把握が難しく、支援が届きにくいことから重点的な支援が必要です。40歳以上の中高年層の引きこもりも少なくないといわれており、幅広い年代に対する対策を講じる必要があります。

施策の方向性

狛江市では、生活困窮者自立支援制度に基づき、生活困窮に関する専門相談員（生活困窮者自立支援相談員）を設置し、相談者に寄り添った相談支援を実施しています。この専門相談員と自殺対策の関係機関が、実践的なレベルで連携を強化し、様々な悩みや問題を抱える生活困窮者の支援を充実させていきます。

また、関係部署等とも連携しながら、引きこもり状態にある人の実態把握と支援を推進します。

そして、関係部署や支援機関の連携を円滑にするために、各関係機関同士のスムーズな情報共有と連携の推進に向けた検討を行います。

【重点施策3】子ども・若者への支援の強化

現状と課題

過去5年間において、自殺で亡くなった55人のうち、約3割の15人が30歳代以下となっています。

狛江市では大規模集合住宅の建設等により、未就学児童が増加しており子育て世代の30歳代の人口も増加しています。

近年、子ども・若者を取り巻く環境は時代の急速な変動とともにめまぐるしく変化し、その結果生じてきた様々な困難や新たな課題に対応できない子どもや若者が増え、若年無業者（いわゆるニート）やひきこもりなど若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、有害情報の氾濫など、子ども・若者に関わる諸問題が深刻化しています。様々な問題を抱えたときに誰にも相談できないことがないように、様々な媒体や相談機関があることを周知し、つながることができるようにしていく必要性があります。

施策の方向性

子ども・若者の成長に関わりを持つ家庭、学校、地域、社会がそれぞれの特性を生かしながら、相互に連携協力して支援していくことが重要です。狛江市では、必要となる支援の仕組みづくりとして、福祉部門、子育て部門、青少年部門、教育部門などそれぞれの関係機関の連携を進めます。

また、発達段階に応じたふさわしい生活や活動を十分に経験することが重要であるため、それらを十分に経験できるよう支援し、発達段階ごとの特徴を踏まえた対応を実施していきます。

【重点施策4】勤務・経営問題に関わる自殺対策

現状と課題

狛江市の過去5年間で亡くなった人を職業の有無別にみると、男性の70歳以下では約7割が有職者となっています。

有職者の自殺の背景に就労問題があるとは必ずしも言い切れませんが、職場での人間関係や長時間労働、転勤や異動等環境の変化、経営状況の悪化等、就労上の問題をきっかけに退職や失業に至った場合、生活困窮や多重債務などの問題が付随的に発生し、最終的に自殺のリスクが高まるケースは少なくありません。

勤務・経営上の悩みを抱えた人を適切な相談先・支援先につなげることができるよう、相談体制の強化や窓口情報の周知を図るとともに、労働環境の整備が求められます。

施策の方向性

市内の事業所に対して相談先の情報の周知を進めます。

また、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、労働者のメンタルヘルスに関する啓発や相談先の周知を図ります。

4 計画の成果指標

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す中で、重点施策の主要な項目に成果指標を設定し、計画推進の効果と事業の進捗状況を検証します。

| 狛江市 | H25～H29の 平均値 | (目標) H31～R5の平均値 | (目標) R4～R8の平均値 |
|--------------------------------|-----------------|--------------------|-------------------|
| 自殺死亡率 (自殺死者数/人口×10万) | 13.9 | 11.2以下 | 9.7以下 |

(再掲)

| 重点施策 | 成果指標 | 平成30年度 実績 | 令和5年度 目標値 |
|-------------------------|---|-----------------------------|-----------------|
| ① 高齢者への支援の強化 | 地域の行事や活動に参加したり、他の人とふれあう機会がある人の割合 (市民意識調査より) | 41.1% | 60% |
| ② 生活困窮者への支援の強化 | 生活困窮者自立支援事業新規相談受付件数 (福祉相談課生活支援係) | 207件 (平成30年度 目安値254件) | 国が定める 目安値 |
| ③ 子ども・若者への支援(15～39歳)の強化 | 将来に不安を感じている人の割合 (「若者実態調査」より) | 75.7% | 減らす |
| ④ 勤務・経営問題に関わる自殺対策 | 各事業所への自殺防止の啓発を目的としたチラシ等の個別配布数 (健康推進課・狛江市商工会) | — | 延事業所数 4,000件 |

5 ライフステージに応じた支援


【事前予防】

子育て世代

児童・生徒、若者



ママンカフェ
 ひよこカフェ
 妊婦面談
 ママパパ学級
 妊産婦訪問
 こんにちは赤ちゃん訪問
 未熟児訪問
 子育てひろば事業
 子ども家庭支援センター




SOSの出し方教育
 適応指導教室
 生活指導・健全育成関連
 主任会・研修等
 狛江市いじめ問題対策委員会
 hyper-QUアンケート
 (学級満足度調査)
 の実施
 自殺対策を支える人材の育成
 ゲートキーパー研修
 青少年委員
 健康教育

【危機対応】



妊婦面談
 ママパパ学級
 妊産婦訪問
 未熟児訪問
 こんにちは赤ちゃん訪問
 ママの気持ちの相談
 育児相談
 乳幼児健診
 発達経過観察健診
 子ども家庭支援センター
 子育て支援専門員
 ひとり親家庭等専門相談員
 母子父子自立支援員
 婦人相談員
 養育支援事業
 認可保育所等における
 保育の実施

教育相談
 スクールソーシャルワーカーの活用
 学校と家庭の連携推進事業
 チャイルドライン事業



【事後対応】



東京都と連携した取組

生活に困ったら…

生活困窮者自立支援事業

生活保護に関する相談・支援

地域のネットワークの強化

自殺対策庁内検討委員会

子ども家庭支援ネットワークの強化

民生委員・児童委員

地域共生社会推進事業

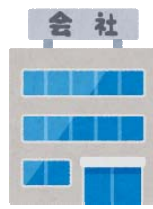
啓発と周知

自殺防止や相談窓口の周知と啓発

広報誌・SNS等を活用した情報発信

勤務・経営

就職活動支援セミナー



成人・高齢者・障がい者

市民活動支援センター

高齢者会食会

家族介護者の会

認知症カフェ

老人福祉センター



老人クラブ

シルバー人材センター

一般介護予防事業

健康相談



生きやすい地域社会の実現

人権啓発活動

男女共同参画推進フォーラム

男女共同参画理解を深めるための研修会

DVストーリー等情報交換連絡会議

消費生活相談

商工相談

高齢者地域相談事業

もの忘れ相談会

認知症初期集中支援チーム

福祉総合相談窓口業務

総合相談支援

こころの健康相談

トーク&トーク

権利擁護事業



納税相談

市民相談



各種相談窓口へ
(P44~53相談窓口一覧参照)




6 事業（取組）一覧


狛江市では、事業（取組）の分類が複雑にならないように、すべての自治体が共通して取り組むべき「基本施策」を柱とし、「重点施策」も5つの「基本施策」の中に組み込んで分類しました。各施策の最初に新たに開始する事業には（新規）、複数の施策にまたがる事業は（再掲）と表示しています。

基本施策 1

地域におけるネットワークの強化

◆「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、関係機関等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、庁内の連携を強化するとともに、地域とのネットワークの強化を図ります。

| 具体的な取組 | | 自殺対策庁内検討委員会 | | | |
|---|---|-------------|---------|---------|--|
| 対象 | — | 担当課 | 健康推進課 | | |
| 平成 31 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | |
| 「いのち支える狛江市自殺対策計画」の策定に関わる庁内の関連事業についての情報や課題を共有し、連携を推進します。 | 「いのち支える狛江市自殺対策計画」の進捗管理をします。 | | | | |
| | 継続実施  | | | | |

| 具体的な取組 | | 子ども家庭支援ネットワークの強化 | | | |
|--|---|------------------|--------------|---------|--|
| 対象 | — | 担当課 | 子育て支援課、健康推進課 | | |
| 平成 31 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | |
| 狛江市子ども家庭支援ネットワーク会議、定例ケース会議等を開催、また、児童虐待防止マニュアルの活用及び研修等の機会を通し、関係機関における共通認識を深め、地域のネットワークを強化します。 | | | | | |
| | 継続実施  | | | | |

| | | | | | |
|---|----|-----------|------------------------|-------|-------|
| 具体的な取組 | | 民生委員・児童委員 | | | |
| 対象 | 市民 | 担当課 | 地域福祉課（狛江市民生委員・児童委員協議会） | | |
| 平成31年度 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 地域の身近な相談相手として困難を抱える人の相談に応じ、適切な機関につなげます。 | | 継続実施 | | | |


| | | | | | |
|--|----|---|-------------------|-------|-------|
| 具体的な取組 | | 地域共生社会推進事業（福祉カレッジの開催及びコミュニティソーシャルワーカーの配置） | | | |
| 対象 | 市民 | 担当課 | 地域福祉課（狛江市社会福祉協議会） | | |
| 平成31年度 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 地域の生活課題を認識し、支援へとつなげる体制を整備すると共に、地域住民同士の支え合いや助け合いの力を醸成します。 | | 継続実施 | | | |

基本施策 2

自殺対策を支える人材の育成

◆様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実する必要があります。そのため、早期の「気づき」に対応し、人に寄り添いながら課題解決や支援につなげることができる、ゲートキーパー研修をはじめとした研修を実施します。

| | | | | | |
|---|-----|-------------------|-----------|-------|-------|
| 具体的な取組 | | 職員を対象としたゲートキーパー研修 | | | |
| 対象 | 市職員 | 担当課 | 職員課、健康推進課 | | |
| 平成31年度 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 自殺に関する現状や対応などの知識を深めることで、市民や相談者のSOSに気づき、適切に対応する能力の向上を図ります。 | | 継続実施 | | | |

| 具体的な取組 | | (新規) 市民や関係団体を対象としたゲートキーパー研修 | | | |
|---|---------|-----------------------------|-------|-------|--|
| 対象 | 市民、関係団体 | 担当課 | 健康推進課 | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 身近な存在となり得る市民や民生委員等に自殺に関する正しい知識の普及や、適切に対応する能力の向上を図ります。 | | | | | 充実・強化  |

| | |
|---------------|------------------|
| 基本施策 3 | 住民への啓発と周知 |
|---------------|------------------|

◆自殺に追い込まれるという危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。また、自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添うなど自殺対策における市民一人ひとりの役割等について意識が共有されるよう、啓発事業を展開します。

| 具体的な取組 | | (新規) 広報誌・SNS等を活用した情報発信 | | | |
|--|-------|------------------------|-------|-------|--|
| 対象 | 市民 | 担当課 | 健康推進課 | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 広報誌やホームページ、フェイスブック、ツイッターなどを活用することで自殺対策の周知と啓発を図ります。 | | | | | 充実・強化  |

| 具体的な取組 | | 自殺防止や相談窓口の周知と啓発 | | | |
|---|---|-----------------|-------|-------|--|
| 対象 | 市民 | 担当課 | 健康推進課 | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| ポスターやリーフレットを設置し、相談窓口やこころの問題に対する支援について周知と啓発をします。 | (新規) 相談窓口周知のためのカードを作成し、協力施設に設置します。また、各事業所に自殺防止の啓発チラシ等を個別に配布します。 | | | | |
| | | 充実・強化 | | | |

| 具体的な取組 | | 健康教育 | | | |
|--|-------|-------|-------|-------|--|
| 対象 | 市民 | 担当課 | 健康推進課 | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 心や体の健康に関する知識や対応を知ることで、自身や家族などの健康状態に気づき、相談行動につながるよう啓発します。 | | | | | |
| | | 継続実施 | | | |


| 具体的な取組 | | 妊婦面談・ママパパ学級・妊産婦訪問・未熟児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問による普及啓発 | | | |
|---|-------------|--|-------|-------|--|
| 対象 | 妊産婦・乳幼児の保護者 | 担当課 | 健康推進課 | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| マタニティブルーや産後うつについての正しい知識を普及し、その対処法や相談窓口を周知します。 | | | | | |
| | | 継続実施 | | | |

基本施策 4

生きることの促進要因への支援

◆生きるための支援とは、失業・過労や生活苦、家族の不和等の「生きることの阻害要因」を減らす取組に加え、個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させることです。基本施策では、生きることの促進要因への支援という観点から、市の取組を推進します。

【交流の場、居場所・生きがづくり】

| | | | | | | |
|--|-------------|--------|-------|-------|--|--|
| 具体的な取組 | | ママンカフェ | | | | |
| 対象 | 1歳未満の乳児の保護者 | 担当課 | 健康推進課 | | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| さまざまな問題を抱えながら育児をしている母親に対し、保育付きで相談ができる機会を確保することで相談しやすい環境を整備し、交流を図る場を設けることで孤立化を防止します。 | | | | | | |
|  | | | | | | |


| | | | | | | |
|--|-----------------|--------|-------|-------|--|--|
| 具体的な取組 | | ひよこカフェ | | | | |
| 対象 | 4ヶ月くらいまでの乳児の保護者 | 担当課 | 健康推進課 | | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | | |
| 外出を促し、情報交換の場を設けることで孤立化を防止し、育児不安の解消や問題の早期発見と支援につなげます。 | | | | | | |
|  | | | | | | |


| | | | | | |
|---|---------------|-------------------|--------|-------|--|
| 具体的な取組 | | 子ども家庭支援センター | | | |
| 対象 | 乳幼児とその保護者、妊産婦 | 担当課 | 子育て支援課 | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| <p>広く子どもと家庭に関する相談全般を受けるとともに子育てに関する諸事業を通じて子どもと家庭及び妊産婦を支援します。</p> | | 子育て・教育支援複合施設で体制強化 | | | |
| | | | | | |


| | | | | | |
|--|-----------|----------|---------------|-------|--|
| 具体的な取組 | | 子育てひろば事業 | | | |
| 対象 | 乳幼児とその保護者 | 担当課 | 子育て支援課・児童青少年課 | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| <p>乳幼児のいる保護者同士の交流や情報交換、相談できる場として、育児不安の解消や問題の早期発見と支援につなげます。</p> | | 継続実施 | | | |
| | | | | | |

| | | | | | |
|--|-------|--------|-------|-------|--|
| 具体的な取組 | | 適応指導教室 | | | |
| 対象 | 児童・生徒 | 担当課 | 指導室 | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| <p>不登校の児童・生徒に対し、元校長や教員経験者、臨床心理士が連携し、学習やグループ活動を支援します。居場所としての機能に加え、ゆうあいフレンド派遣事業による家庭・学校訪問の実施等により、社会からの孤立を防ぎます。</p> | | 継続実施 | | | |
| | | | | | |

| | | | | | |
|---|-----|--|---------------------|-------|-------|
| 具体的な取組 | | 青少年委員 | | | |
| 対象 | 青少年 | 担当課 | 児童青少年課（狛江市青少年委員の会議） | | |
| 平成31年度 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 青少年たちの集える場や事業実施を支援することで、青少年への居場所を提供します。 | |  | | | |

| | | | | | |
|--|----|--|-----------------|-------|-------|
| 具体的な取組 | | 市民活動支援センター | | | |
| 対象 | 市民 | 担当課 | 政策室（狛江市社会福祉協議会） | | |
| 平成31年度 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 市民と行政による参加と協働のまちづくりを推進し、より良い市民生活のために地域の活動に取り組むことで、地域住民とのつながりを深めて、孤立化を防ぎます。 | |  | | | |

| | | | | | |
|---------------------------------|-----|--|---------------------|-------|-------|
| 具体的な取組 | | 高齢者会食会 | | | |
| 対象 | 高齢者 | 担当課 | 高齢障がい課（会食会ボランティア団体） | | |
| 平成31年度 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 会食を通じ、高齢者同士の交流の機会を確保し、孤立化を防ぎます。 | |  | | | |

| | | | | | |
|---|------------|--|--------------------------------|-------|-------|
| 具体的な取組 | | 家族介護者の会 | | | |
| 対象 | 認知症高齢者の介護者 | 担当課 | 高齢障がい課（地域包括支援センター、NPO法人狛江共生の家） | | |
| 平成31年度 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 認知症高齢者の介護者が、当事者同士で悩みの共有や情報交換等の交流ができる場を設け、精神的負担の軽減を図ります。 | |  | | | |

| | | | | | |
|--|------------|--------|--------------------|-------|--|
| 具体的な取組 | | 認知症カフェ | | | |
| 対象 | 認知症高齢者と介護者 | 担当課 | 高齢障がい課（地域包括支援センター） | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 認知症高齢者と家族、地域住民、医療・ケアに携わる専門職が集い、認知症についての理解を深めるとともに、認知症高齢者と介護者が当事者同士や地域住民との交流を図り、精神的な負担の軽減を図ります。 | | 継続実施 | | | |

| | | | | | |
|--|-------|----------|--------|-------|--|
| 具体的な取組 | | 老人福祉センター | | | |
| 対象 | 高齢者 | 担当課 | 高齢障がい課 | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の場を提供し、日常的な交流・外出の機会を確保することで精神衛生の向上を図ります。 | | 継続実施 | | | |


| | | | | | |
|---|-------|-------|--------|-------|--|
| 具体的な取組 | | 老人クラブ | | | |
| 対象 | 高齢者 | 担当課 | 高齢障がい課 | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 会員の教養の向上、健康の増進、生きがいづくり、地域社会との交流・活動の機会を確保することで、精神衛生の向上を図ります。 | | 継続実施 | | | |


| | | | | | |
|------------------------------|-------|------------|--------|-------|--|
| 具体的な取組 | | シルバー人材センター | | | |
| 対象 | 高齢者 | 担当課 | 高齢障がい課 | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 高齢者の就労を促進することで、精神衛生の向上を図ります。 | | 継続実施 | | | |

【生きることへの直接的な支援】

| 具体的な取組 | | 生活保護に関する相談・支援 | | | |
|--|----------|---------------|-------|-------|--|
| 対象 | 生活保護被保護者 | 担当課 | 福祉相談課 | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 生活保護被保護者に対する各種相談・支援を通じて、被保護者の抱える問題等を適切に把握し、支援機関につなげます。 | | | | | |
|  | | | | | |

| 具体的な取組 | | 生活困窮者自立支援事業 | | | |
|---|-------|-------------|---------------------|-------|--|
| 対象 | 生活困窮者 | 担当課 | 福祉相談課（こま YELL（エール）） | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 事業を通じて生活困窮者の抱える問題等を適切に把握し、支援機関につなげます。 | | | | | |
|  | | | | | |


| 具体的な取組 | | 一般介護予防事業 | | | |
|--|-------|----------|--------------------|-------|--|
| 対象 | 高齢者 | 担当課 | 高齢障がい課（地域包括支援センター） | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 公園遊具を活用した運動、口腔ケア、認知症予防、簡単な体操等を実施できる介護予防教室を実施し、市民に広く介護予防・健康づくりを推進し、心身の衛生面の向上を図ります。 | | | | | |
|  | | | | | |

| | | | | | |
|---|-----------|---|---------------|-------|-------|
| 具体的な取組 | | 就職活動支援セミナー | | | |
| 対象 | 就職を希望する市民 | 担当課 | 地域活性課（ハローワーク） | | |
| 平成31年度 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 一般、若年、中高年、女性、それぞれのニーズに合わせた就職活動支援セミナーを開催します。 | | 継続実施  | | | |

【生きやすい地域社会の実現】

| | | | | | |
|----------------------------------|----|--|-------------|-------|-------|
| 具体的な取組 | | 人権啓発活動 | | | |
| 対象 | 市民 | 担当課 | 政策室（人権擁護委員） | | |
| 平成31年度 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 人権意識を高めることで、誰もが生きやすい社会の実現に寄与します。 | | 継続実施  | | | |

| | | | | | |
|-------------------------------------|----|---|---------------------|-------|-------|
| 具体的な取組 | | 男女共同参画推進フォーラム・男女共同参画理解を深めるための研修会 | | | |
| 対象 | 市民 | 担当課 | 政策室（狛江市男女共同参画推進委員会） | | |
| 平成31年度 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 男女共同参画を推進することで、誰もが生きやすい社会の実現に寄与します。 | | 継続実施  | | | |

| | | | | | | |
|----------------------------------|----|--------------------------|---|-------|-------|--|
| 具体的な取組 | | （仮）狛江市人権尊重基本条例にかかる制度及び事務 | | | | |
| 対象 | 市民 | 担当課 | 政策室 | | | |
| 平成31年度 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 人権意識を高めることで、誰もが生きやすい社会の実現に寄与します。 | | 施行 | 継続実施  | | | |

| | | | | | |
|---|------------------------|------------------|-------|-------|-------|
| 具体的な取組 | | DVストーカー等情報交換連絡会議 | | | |
| 対象 | 配偶者等からの暴力及びストーカー行為の被害者 | 担当課 | 政策室 | | |
| 平成31年度 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 配偶者等からの暴力及びストーカー行為等の被害者を支援することを目的に、関係部署の連携・情報の共有化を行います。 | | 継続実施 | | | |

【相談支援】

| | | | | | |
|---|-------------|--|-------|-------|-------|
| 具体的な取組 | | 妊婦面談・ママパパ学級・妊産婦訪問・未熟児訪問・こんにちは訪問による相談支援 | | | |
| 対象 | 妊産婦・乳幼児の保護者 | 担当課 | 健康推進課 | | |
| 平成31年度 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 専門職と面接や電話相談をすることで、出産や育児、経済面、家族関係等に関する不安を相談するきっかけの場とします。 | | 継続実施 | | | |

| | | | | | |
|--|---------------|-------------------|--------|-------|-------|
| 具体的な取組 | | (再掲) 子ども家庭支援センター | | | |
| 対象 | 乳幼児とその保護者・妊産婦 | 担当課 | 子育て支援課 | | |
| 平成31年度 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 広く子どもと家庭に関する相談全般を受けるとともに子育てに関する諸事業を通じて子どもと家庭及び妊産婦を支援します。 | | 子育て・教育支援複合施設で体制強化 | | | |


| | | | | | |
|---|--------|--|-------|-------|--|
| 具体的な取組 | | ママの気持ちの相談 | | | |
| 対象 | 乳幼児の母親 | 担当課 | 健康推進課 | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| カウンセラーによる個別相談、保育付きで相談ができる機会を確保することで相談しやすい環境を整備し、支援につなげます。 | |  | | | |

| | | | | | |
|---|---------|--|-------|-------|--|
| 具体的な取組 | | 育児相談 | | | |
| 対象 | 乳幼児の保護者 | 担当課 | 健康推進課 | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 専門職に成長発達や育児等について気軽に相談できる機会を確保することで、不安の軽減や必要な支援につなげます。 | |  | | | |

| | | | | | |
|---|---------|--|-------|-------|--|
| 具体的な取組 | | 乳幼児健診、発達経過観察健診 | | | |
| 対象 | 乳幼児の保護者 | 担当課 | 健康推進課 | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 内科、歯科、心理面等において健全な発達発育の確認を行い、必要時発達の専門相談につなげます。また、育児や家庭状況など相談できる機会として、不安の軽減や支援につなげます。 | |  | | | |


| | | | | | |
|--|-------|---|-------|-------|--|
| 具体的な取組 | | 健康相談 | | | |
| 対象 | 市民 | 担当課 | 健康推進課 | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 専門職が電話や面談等により心身の健康に関する情報提供や不安の相談に応じます。 | | 継続実施  | | | |


| | | | | | |
|--------------------------------|---------|---|--------|-------|--|
| 具体的な取組 | | 子育て支援専門員 | | | |
| 対象 | 子どもの保護者 | 担当課 | 子育て支援課 | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 子育て支援専門員が、子育てに関する助言、情報提供を行います。 | | 継続実施  | | | |

| | | | | | |
|----------------------------|-------|---|--------|-------|--|
| 具体的な取組 | | ひとり親家庭等専門相談員、母子父子自立支援員 | | | |
| 対象 | ひとり親 | 担当課 | 子育て支援課 | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| ひとり親家庭の自立に必要な助言、情報提供を行います。 | | 継続実施  | | | |

| | | | | | |
|--|-------|---|--------|-------|--|
| 具体的な取組 | | 婦人相談員 | | | |
| 対象 | 女性 | 担当課 | 子育て支援課 | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| DVを含め、支援が必要な女性に対して関係機関と連携しながら相談・支援を行います。 | | 継続実施  | | | |

| | | | | | |
|-----------------------------|---------|---|---------|---------|--|
| 具体的な取組 | | 養育支援事業 | | | |
| 対象 | 養育困難な家庭 | 担当課 | 子育て支援課 | | |
| 平成 31 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | |
| 養育困難家庭等を訪問して、指導、助言、支援を行います。 | | 継続実施  | | | |

| | | | | | |
|---|---------|---|---------|---------|--|
| 具体的な取組 | | 認可保育所等（認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設、家庭福祉員など）における保育の実施 | | | |
| 対象 | 乳幼児の保護者 | 担当課 | 児童青少年課 | | |
| 平成 31 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | |
| 一時保育事業や育児相談、家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談に応じ、育児や家庭に問題を抱える保護者の早期発見や負担軽減を行います。 | | 継続実施  | | | |

| | | | | | |
|--------------------------------|------------|---|---------------------|---------|--|
| 具体的な取組 | | チャイルドライン事業 | | | |
| 対象 | 18 歳未満の子ども | 担当課 | 児童青少年課（こまえチャイルドライン） | | |
| 平成 31 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | |
| 子どもの電話相談を通じて悩みを早期発見し、支援につなげます。 | | 継続実施  | | | |

| | | | | | |
|--|---------|--|------------|---------|--|
| 具体的な取組 | | 教育相談 | | | |
| 対象 | 子どもの保護者 | 担当課 | 指導室（教育研究所） | | |
| 平成 31 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | |
| 子どもの保護者の教育上の悩みや不安を、教育（心理）相談員が面接により相談に応じます。来室できない場合には電話相談を行います。 | | 子育て・教育支援複合施設で体制強化  | | | |

| | | | | | |
|--|-------|-------------------|------------|-------|--|
| 具体的な取組 | | スクールソーシャルワーカーの活用 | | | |
| 対象 | 児童・生徒 | 担当課 | 指導室（教育研究所） | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| スクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな問題を抱えた児童・生徒に対し、置かれた環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用するなど多様な支援方法を用いて課題解決を図ります。 | | 子育て・教育支援複合施設で体制強化 | | | |

| | | | | | |
|---|-----------|--------------|-------|-------|--|
| 具体的な取組 | | 学校と家庭の連携推進事業 | | | |
| 対象 | 児童・生徒と保護者 | 担当課 | 指導室 | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 子どもと家庭の支援員を活用することにより、不登校児童・生徒の支援を行うとともに不登校の未然防止に努めます。 | | 継続実施 | | | |

| | | | | | |
|---|-------|--------|-------|-------|--|
| 具体的な取組 | | 消費生活相談 | | | |
| 対象 | 市民 | 担当課 | 地域活性課 | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 消費生活に関する相談をきっかけに、抱えているほかの課題も把握・対応することで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開します。 | | 継続実施 | | | |

| | | | | | |
|--|-------------|---------|-------------------------|---------|--|
| 具体的な取組 | 納税相談 | | | | |
| 対象 | 市民 | 担当課 | 納税課、福祉相談課（こま YELL（エール）） | | |
| 平成 31 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | |
| 市民からの納税相談を受け、生活面で深刻な問題を抱えていると考えられる場合には、関係機関につなげます。 | | | | | |


| | | | | | |
|---|-------------|---------|---------|---------|--|
| 具体的な取組 | 市民相談 | | | | |
| 対象 | 市民 | 担当課 | 秘書広報室 | | |
| 平成 31 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | |
| 弁護士、行政書士、司法書士、カウンセラー等の専門家がそれぞれの相談に応じます。 | | | | | |


| | | | | | |
|---|-------------|---------|---------------|---------|--|
| 具体的な取組 | 商工相談 | | | | |
| 対象 | 中小企業の経営者 | 担当課 | 地域活性課（狛江市商工会） | | |
| 平成 31 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | |
| 中小企業の様々な経営問題に対して、各種の専門家が相談を受け、解決まで継続して経営上のアドバイスを行い、事業者の経営力の向上を図ります。 | | | | | |


| | | | | | |
|---|-------------------|---------|---------|---------|--|
| 具体的な取組 | 福祉総合相談窓口業務 | | | | |
| 対象 | 障がい者、高齢者 | 担当課 | 福祉相談課 | | |
| 平成 31 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | |
| 障がい者や高齢者に対して、福祉についての相談やサービスの提供などの案内を行います。 | | | | | |


| | | | | | |
|--|----------------|---|-------|-------|-------|
| 具体的な取組 | | 高齢者地域相談事業 | | | |
| 対象 | 独居高齢者、高齢者のみの世帯 | 担当課 | 福祉相談課 | | |
| 平成31年度 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 独居高齢者や高齢者のみの世帯に対し、安否確認や相談に応じ、悩みの早期発見や支援につなげます。 | | 継続実施  | | | |


| | | | | | |
|--|----|--|-------|-------|-------|
| 具体的な取組 | | こころの健康相談 | | | |
| 対象 | 市民 | 担当課 | 福祉相談課 | | |
| 平成31年度 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 自身のこと、家族や親族の相談を受けることで、背景にある問題を察知し、適切な支援機関につなげます。 | | 継続実施  | | | |

| | | | | | |
|--|-------------------|---|-------|-------|-------|
| 具体的な取組 | | トーク&トーク | | | |
| 対象 | 高次脳機能障がい者とその家族・親族 | 担当課 | 福祉相談課 | | |
| 平成31年度 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 高次脳機能障がい者に精通している医師や専門職が、自身のこと、家族や親族の相談を受けることで、背景にある問題を察知し、適切な支援機関につなげます。 | | 継続実施  | | | |

| | | | | | |
|---|-----|---|--------------------|-------|-------|
| 具体的な取組 | | 総合相談支援 | | | |
| 対象 | 高齢者 | 担当課 | 高齢障がい課（地域包括支援センター） | | |
| 平成31年度 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| さまざまな相談に応じ、適切な機関、制度、サービスにつなぎ、継続的に支援します。 | | 継続実施  | | | |

| | | | | | |
|--|-----------|--|--------------------|-------|-------|
| 具体的な取組 | | もの忘れ相談会 | | | |
| 対象 | 認知症の方と介護者 | 担当課 | 高齢障がい課（地域包括支援センター） | | |
| 平成31年度 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 認知症に不安を抱える本人や家族に対し、認知症サポート医が相談を受け、不安の軽減や適切な支援につなげます。 | |  | | | |


| | | | | | |
|---|-----------|--|--------------------|-------|-------|
| 具体的な取組 | | 認知症初期集中支援チーム | | | |
| 対象 | 認知症の方と介護者 | 担当課 | 高齢障がい課（地域包括支援センター） | | |
| 平成31年度 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 心身に大きな負担を抱える介護者や本人に対し、医師、医療職、介護職が集中的にサポートし、適切な支援につなげます。 | |  | | | |

| | | | | | |
|---|-----------------------------------|--|--|-------|-------|
| 具体的な取組 | | 権利擁護事業 | | | |
| 対象 | 認知症や知的障がい、精神疾患等で判断能力の不十分な人やその家族など | 担当課 | 地域福祉課（狛江市社会福祉協議会、一般社団法人多摩南部成年後見センター）、福祉相談課 | | |
| 平成31年度 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 認知症、知的障がいや精神疾患等を有し、判断能力の不十分な人やその家族などへ権利擁護相談や成年後見制度の利用相談を行います。 | |  | | | |

基本施策 5

児童生徒のSOSの出し方に関する教育

将来の社会を担うかけがえのない子どもの命を守るためには、様々な問題を抱える子どもへの支援に加え、学校の場においても児童・生徒が命の大切さを実感できる教育や、命や暮らしの危機に直面したときに、誰にどう助けを求めればいいのかを学ぶ教育を推進する必要があります。

| 具体的な取組 | | SOSの出し方教育 | | | |
|--|---|-----------|-------|-------|--|
| 対象 | 児童・生徒 | 担当課 | 指導室 | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 全小・中学校において、様々な困難やストレスへの対処方法を身につけられるように、「SOSの出し方に関する教育」を推進していきます。 | | | | | |
| | 継続実施  | | | | |

| 具体的な取組 | | 狛江市いじめ問題対策委員会 | | | |
|--|---|---------------|--------------------|-------|--|
| 対象 | 児童・生徒 | 担当課 | 指導室（狛江市いじめ問題対策委員会） | | |
| 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | |
| 有識者等といじめ問題への対応について協議し、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図ります。 | | | | | |
| | 継続実施  | | | | |

| | | | | | |
|---|---------|----------------------------|---------|---------|--|
| 具体的な取組 | | hyper-QU アンケート（学級満足度調査）の実施 | | | |
| 対象 | 児童・生徒 | 担当課 | 指導室 | | |
| 平成 31 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | |
| 客観的指標として児童・生徒の心理面や学級集団についての調査結果を活用することにより、児童・生徒のメンタルヘルスや学級の状態を把握するとともに、学級経営や授業を改善します。 | | 継続実施 | | | |

| | | | | | |
|--|---------|--------------------|---------|---------|--|
| 具体的な取組 | | 生活指導・健全育成関連主任会・研修等 | | | |
| 対象 | 教職員 | 担当課 | 指導室 | | |
| 平成 31 年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | |
| 教職員向け研修の中で自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺のリスクに直面した際の対応と支援について理解を深めます。 | | 継続実施 | | | |

資料編

1 相談窓口一覧（◎は狛江市で実施している相談窓口）

（令和元年 10 月現在）

生きていくのがつらい…、家族や友人が心配

| 相談窓口 | 電話番号 | 受付時間等 |
|---|----------------------------------|---|
| 東京都自殺相談ダイヤル ～こころといのちのほっとライン～ | 0570-087478 （ナビダイヤル） | 14 時～翌朝 5 時 30 分 （年中無休） |
| 東京いのちの電話 （社会福祉法人いのちの電話） | 03-3264-4343 | 24 時間（年中無休） |
| | 0120-783-556 （フリーダイヤル） | 毎月 10 日 8 時から 24 時間 |
| 東京多摩いのちの電話 （NPO 法人東京多摩いのちの電話） | 042-327-4343 | 10 時～21 時（年中無休） 毎月第 3（金）10 時～（日）21 時 |
| 東京自殺防止センター （NPO 法人国際ビフレンダーズ 東京自殺防止センター） | 03-5286-9090 | 20 時～翌朝 6 時（年中無休） 17 時～翌朝 6 時（火） |

こころの不安や悩みなど（精神福祉相談）

| 相談窓口 | 電話番号 | 受付時間等 |
|---|-----------------------------------|---|
| 東京都多摩府中保健所 （武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、 小金井市、狛江市） | 042-362-2334 | 9 時～17 時（月～金） ※土日祝、12/29～1/3 は休み |
| 東京都立 多摩総合精神保健福祉センター （多摩全域） | 042-371-5560 | 9 時～17 時（月～金） ※土日祝、12/29～1/3 は休み |
| 東京都夜間こころの電話相談 | 03-5155-5028 | 17 時～21 時 30 分（年中無休） |
| ◎こころの健康相談室 （精神保健相談） | 福祉相談課相談支援係 03-3430-1111 | 《事前予約制》原則 奇数月第 2 木曜日 9 時～12 時 偶数月第 4 木曜日 14 時～17 時 ※祝日、12/29～1/3 は休み |
| ◎カウンセリング・心の相談 | 秘書広報室 03-3430-1149 | 《事前予約制》 【開催】毎月第 1・3・5 水曜日 9 時～12 時 【受付】平日 8 時 30 分～17 時 ※祝日、12/29～1/3 は休み |

| 相談窓口 | 電話番号 | 受付時間等 |
|--|----------------------------|---|
| <p>◎地域生活支援センター リヒト</p> <p>対象：身体・知的・精神障がい者（主は精神）</p> <p>地域で生活する方に対し、病気や生活の悩み、福祉サービスの利用についての相談を行う。</p> | <p>03-3480-6656</p> | <p>平日（水曜日を除く）</p> <p>11時～18時</p> <p>土日・祝日（第3土曜日・日曜日・年末年始を除く）</p> <p>10時～16時</p> |

障がいに関すること

| 相談窓口 | 電話番号 | 受付時間等 |
|--|--|---|
| <p>◎障がい者地域自立生活支援センターサポート</p> <p>障がい者の総合相談</p> | <p>03-5438-3533</p> <p>（社会福祉協議会内）</p> | <p>平日9時～17時</p> <p>※第3土曜日、日祝、12/29～1/3は休み</p> |
| <p>◎障がい者（児）の相談支援</p> <p>身体・知的・精神・発達・高次脳・難病等の障がいや制度、サービス等に関する相談</p> | <p>福祉相談課相談支援係</p> <p>03-3430-1111</p> | <p>平日8時30分～17時</p> <p>※土日祝、12/29～1/3は休み</p> |

多重債務・消費生活・法律問題など

| 相談窓口 | 電話番号 | 受付時間等 |
|---|--|---|
| <p>東京都産業労働局</p> <p>金融部 貸金業対策課</p> | <p>03-5320-4775</p> | <p>9時～12時、13時～17時</p> <p>（月～金）</p> <p>※土日祝、12/29～1/3は休み</p> |
| <p>東京都生活再生相談窓口</p> <p>（多重債務者生活再生事業）</p> | <p>03-5227-7266</p> | <p>9時30分～18時（月～金）</p> <p>※土日祝、12/29～1/3は休み</p> |
| <p>東京都消費生活総合センター</p> | <p>消費生活相談</p> <p>03-3235-1155</p> | <p>9時～17時（月～土）</p> <p>※日祝、12/29～1/3は休み</p> |
| <p>架空請求 110番</p> | <p>03-3235-2400</p> | |
| <p>高齢者被害 110番</p> | <p>03-3235-3366</p> | |

| 相談窓口 | 電話番号 | 受付時間等 |
|---|--|--|
| 日本司法支援センター (法テラス) | 法テラスサポートダイヤル ◆法的トラブル 0570-078374 (ナビダイヤル) ◆犯罪被害支援 0570-079714 (ナビダイヤル) | 9時～21時(月～金) 9時～17時(土) ※日祝、12/29～1/3は休み |
| 法テラス東京(新宿) | 050-3383-5300 | 9時～17時(月～金) ※土日祝、12/29～1/3は休み ※新宿では、土は予約相談のみ実施 |
| 法テラス多摩(立川) | 050-3383-5327 | |
| 法テラス上野 | 050-3383-5320 | |
| 法テラス池袋 | 050-3383-5321 | |
| 法テラス八王子 | 050-3383-5310 | |
| ◎あんしん狛江 法律相談(福祉相談) 高齢者や障がい者のための弁護士相談 | 03-3488-5603 (社会福祉協議会内) | 《事前予約制》 毎月第3水曜日 13時～16時 ※祝日、12/29～1/3は休み |
| ◎消費生活相談 | 地域活性課(狛江市消費生活センター) 03-3430-1111 | 平日9時～12時、13時～16時 (15時まで受付) ※土日祝、12/29～1/3は休み |
| ◎市民相談 市民が日常生活で直面する諸問題を解決するための各種相談 | 秘書広報室 03-3430-1149 | 《事前予約制》 平日8時30分～17時 ※土日祝、12/29～1/3は休み (法律相談は相談日の1週間前から、その他の相談は月初から受付) |
| ◎生活困窮の相談 経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人に対して、自立の促進を図ります。 | こまYELL(エール) 03-3430-1243 | 平日8時30分～17時 ※土日祝、12/29～1/3は休み |
| ◎生活保護の相談 病気や高齢、その他の事情で収入が減少するなどにより、生活にお困りの方のための相談 | 福祉相談課生活支援係 03-3430-1111 | 平日8時30分～17時 ※土日祝、12/29～1/3は休み |

子どもの教育、いじめ、虐待などの相談

| 相談窓口 | 電話番号 | 受付時間等 |
|--|---|--|
| 東京都教育相談センター | 0120-53-8288 (フリーダイヤル) | 24 時間 (年中無休) |
| 東京都世田谷児童相談所 (世田谷区、狛江市) | 03-5477-6301 《事前予約が望ましい》 (予約なしでも可) | ◆9 時～17 時 (月～金) それ以外の時間帯については 児童相談所全国共通ダイヤル 189 で対応 ◆関係機関の方や、現在都内の児 童相談所にご相談中の方で緊急の 場合は緊急連絡で対応 03-5937-2330 17 時 45 分～ (平日夜間以降) 土日祝 (12/29～1/3 を含む) |
| 東京都児童相談センター | | |
| よいこに電話相談室 (18 歳未満の子供に関するあら ゆる相談) | 03-3366-4152 | 9 時～21 時 (月～金) 9 時～17 時 (土日祝) |
| 東京子供ネット (子供の権利擁護専門相談事業) | 0120-874-374 (フリーダイヤル) | ※12/29～1/3 は休み |
| 東京都立小児総合医療センター こころの電話相談室 (3 歳から 18 歳までの情緒や行動、 こころの発達について) | 042-312-8119 | 9 時 30 分～11 時 30 分 13 時～16 時 30 分 (月～木) ※金土日祝、12/29～1/3 は休み |
| ヤングテレホンコーナー (警視庁少年相談係) | 03-3580-4970 | 24 時間 (年中無休) |
| 東京都若者総合相談センター 「若ナビα」 | 03-3267-0808 | 11 時～20 時 (月～土) ※日、12/29～1/3 は休み |
| チャイルドライン (18 歳以下が対象) | 0120-99-7777 (フリーダイヤル) | 16 時～21 時 (通年) ※12/29～1/3 は休み |
| ◎こまえチャイルドライン | 03-3489-4535 | 毎週木曜日、16 時～21 時 ※祝日、12/29～1/3 は休み |
| ◎教育相談 | 教育研究所予約申込 03-3430-6655 電話相談 03-3430-1411 | 平日 9 時 30 分～17 時 15 分 ※土日祝、12/29～1/3 は休み |

| 相談窓口 | 電話番号 | 受付時間等 |
|--|---|---|
| ◎子育て専門相談 | 子育て支援課 (子育て支援専門員) 03-3430-1276 | 平日 8時30分～17時 (12時～13時は除く) ※土日祝、12/29～1/3は休み |
| ◎子育て相談 | 子ども家庭支援センター たんぼぼ 03-9438-6605 | 9時～18時(月～土) ※日祝、12/29～1/3は休み |
| ◎子どもに関する相談 子どもの虐待、DV、ひとり親に関する 相談 | 子育て支援課企画支援 係 03-3430-1276 | 平日 8時30分～17時 ※土日祝、12/29～1/3は休み |
| ◎フリースクール KOPPIE (コピ エ) | 03-5438-3910 | 10時～16時(月・水・金) ※祝日、12/29～1/3は休み |

パートナーからの暴力、夫婦・親子の悩みなど

| 相談窓口 | 電話番号 | 受付時間等 |
|----------------|--|--|
| 東京ウィメンズプラザ | 03-5467-2455 | 9時～21時(通年) ※12/29～1/3は休み |
| 男性のための悩み相談 | 03-3400-5313 | 17時～20時(月、水) ※祝日、12/29～1/3は休み |
| 東京都女性相談センター | 03-5261-3110 | 9時～20時(月～金) ※土日祝、12/29～1/3は休み ※夜間休日の緊急の場合 03-5261-3911 |
| 多摩支所 | 042-522-4232 | 9時～16時(月～金) ※土日祝、12/29～1/3は休み |
| ◎女性のためのカウンセリング | 03-3430-114 (秘書広報室にて予約) | 《事前予約制》 毎月第2・4水曜日 9時～12時 ※祝日、12/29～1/3は休み |
| ◎婦人相談 | 子育て支援課 (婦人相談員) 03-3430-1276 | 平日 8時30分～17時 (12時～13時は除く) ※土日祝、12/29～1/3は休み |

就職活動について

| 相談窓口 | 電話相談 | 受付時間等 |
|---------------------|---|---|
| 東京しごとセンター 総合相談窓口 | 03-5211-1571 千代田区飯田橋 3-10-3 (JR・地下鉄飯田橋駅 徒歩 10 分) | 9 時～20 時 (月～金) 9 時～17 時 (土) ※日祝、12/29～1/3 は休み |
| 東京しごとセンター多摩 総合案内 | 042-329-4510 国分寺市南町 3-22-10 (JR・西武線国分寺 駅徒歩 5 分) | ※日祝、12/29～1/3 は休み |

労働問題について

| 相談窓口 | 電話番号 | 受付時間等 |
|---|---------------------------------|---|
| 東京都ろうどう 110 番 | 0570-00-6110 (ナビダイヤル) | 9 時～20 時 (月～金) 9 時～17 時 (土) ※日祝、12/29～1/3 は休み ※土については、祝日及び 12/28～1/4 は休み |
| 東京都労働相談情報センター 八王子事務所 (八王子市、府中市、調布市、町田市、 日野市、狛江市、多摩市、稲城市) | 042-645-6110 | ◆来所相談 (予約制) 9 時～17 時 (月～金) ※祝日及び 12/28～1/3 は休み ◆夜間来所相談 (予約制) 毎週水曜日 17 時～20 時 ※祝日、12/28～1/3 は休み |
| ◎ハローワーク 就職活動支援セミナー | 042-336-8609 | 平日 8 時 30 分～17 時 15 分 ※土日祝、12/29～1/3 は休み |
| ◎商工相談 | 狛江市商工会 03-3489-0178 | 平日 9 時～17 時 30 分 ※土日祝、12/29～1/3 は休み |

ひとり親家庭の相談

| 相談窓口 | 電話番号 | 受付時間等 |
|--------------------------|--|---|
| 東京都ひとり親家庭支援センター 「はあと」 | ◆生活相談 03-5261-8687 ◆養育費相談、 面会交流支援、 離婚前後の法律相談 03-5261-1278 ◆就業相談 03-3263-3451 | ◆生活相談 9時～16時30分（通年） ◆養育費相談、面会交流支援、 離婚前後の法律相談 9時～16時30分（通年） ◆就業相談（※来所相談は月～土の予約制） 9時～16時30分（月、水、金、 土、日） 9時～19時30分（火、木） ※全て12/29～1/3は休み |
| ◎ひとり親家庭専門相談 | 子育て支援課 （母子父子自立支援員・ ひとり親家庭等専門相 談員） 03-3430-1276 | 平日8時～17時 （12時～13時は除く） ※土日祝、12/29～1/3は休み |

高齢者やご家族の心配ごと、悩みごとなど

| 相談窓口 | 電話番号 | 受付時間等 |
|--------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|
| 高齢者のための夜間安心電話 | 東京社会福祉士会 03-5944-8640 | 19時30分～22時30分 （年中無休） |
| ◎介護保険や権利擁護など高齢者 に関する総合的な相談 | あいとびあセンター 03-5438-3565 | （担当地区） 中和泉・西和泉・元和泉・東和泉 |
| | こまえ正吉苑 03-5438-2522 | （担当地区） 和泉本町・東野川・西野川 |
| | こまえ苑 03-3489-2422 | （担当地区） 岩戸南・岩戸北・猪方・駒井町 |
| ◎高齢者の相談 おおむね65歳以上の高齢者やその家 族の相談 | 福祉相談課相談支援係 03-3430-1111 | 平日8時30分～17時 ※土日祝、12/29～1/3は休み |

人権に関する相談

| 相談窓口 | 電話番号 | 受付時間等 |
|--------------|------------------------------------|---|
| みんなの人権 110 番 | 0570-003-110 | 平日 8 時 30 分～17 時 15 分 |
| ◎人権身の上相談 | 03-3430-1149 (秘書広報室にて予約) | 《事前予約制》 毎月第 3 木曜日 13 時～16 時 ※祝日、12/29～1/3 は休み |

保健・医療に関する相談

| 相談窓口 | 電話番号 | 受付時間等 |
|-------------------------------|------------------------------|--|
| 東京都保健医療情報センター | 03-5272-0303 | 9 時～20 時 (月～金) ※土日祝、12/29～1/3 は休み ◆医療機関の検索は「東京都医療 機関案内サービス ひまわり」 (HP) でも実施 |
| ◎健康についての相談 妊娠、出産、育児についての相談 | 健康推進課 03-3488-1181 | 平日 8 時 30 分～17 時 ※土日祝、12/29～1/3 は休み |

生活安全・犯罪被害

| 相談窓口 | 電話番号 | 受付時間等 |
|--------------------------------|---|--|
| 警視庁総合相談センター (相談内容に応じて窓口を案内) | 03-3501-0110 ◆プッシュホン # 9110 | 24 時間 (年中無休) ◆都内からの通話に限る。 (都県境からの通話では隣接県につながる ことがあります。) |
| 警視庁 犯罪被害者ホットライン | 03-3597-7830 | 8 時 30 分～17 時 15 分 (月～金) ※土日祝、12/29～1/3 は休み |

身近な人を亡くされた方の相談や、気持ちを分かち合える場

| 相談窓口 | 電話番号 | 受付時間等 |
|---|--|--|
| 自死遺族相談ダイヤル (NPO法人全国自死遺族総合支援センター) | 03-3261-4350 | 11時～19時(木) |
| 自死遺族傾聴電話 (NPO法人グリーンケア・サポートプラザ) | 03-3796-5453 | 10時～18時(火、木、土) |
| 「わかちあいの会みなと」 (港区わかちあいの会) | 03-6400-0084 | 【開催】原則奇数月の最終水曜日 (13時30分～15時30分) |
| 「とまり木」 (足立区分かちあいの会) | 03-3880-5432 | 【開催】原則毎月第1金曜日 (18時30分～20時30分) 【問合せ】 平日8時30分～17時 |
| 日野市・多摩市 分かち合いの会 | ◆日野市 042-514-8542 ◆多摩市 042-338-6889 | 【開催】毎月 (14時～16時) |
| 「昭島市わかちあいの会」 | 042-544-5126 | 【開催】原則奇数月の第3日曜日 (14時～16時) |
| 「分かち合いの会」 (NPO法人グリーンケア・サポートプラザ) | 03-5775-3876 | 【開催】毎月第3日曜日 (14時～16時30分) 【問合せ】 火・木 10時～16時 |
| 「身近な人を亡くした子どもとその家族のつどい」 (NPO法人グリーンサポートリンク 〈全国自死遺族総合支援センター〉) | 080-5428-4350 | 【開催】毎月 聖路加国際病院小児総合医療センター |

どこへ相談して良いかわからない

| 相談窓口 | 電話番号 | 受付時間等 |
|---|---|-----------------------------------|
| 東京都ひきこもりサポートネット | 0120-529-528 | 10時～17時（月～金） ※土日祝、12/29～1/3は休み |
| よりそいホットライン （一般社団法人社会的包摂サポートセンター） | 0120-279-338 （フリーダイヤル） | 24時間（年中無休） |
| 生きる支援の総合検索サイト ～いのちと暮らしの相談ナビ～ （NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク） |  | |
| ◎民生委員・児童委員 | 地域福祉課地域福祉係 03-3430-1240 | 平日8時30分～17時 ※土日祝、12/29～1/3は休み |
| 相談ほっとLINE@東京 | 東京都福祉保健局 LINE 相談 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/tokyokaigi/rinji1/linesoudan.html | |

2 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）

目次

第一章

総則（第一条—第十一条）

第二章

自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章

基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章

自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺

が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん 養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体への傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正

後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

3 狛江市健康づくり推進協議会委員・自殺対策に関する協力者 名簿

【狛江市健康づくり推進協議会委員】

| | 氏名 | 選出区分 | 備考 |
|----|--------|------------------|-----------------|
| 1 | 日高 津多子 | 東京都多摩府中保健所 | |
| 2 | 染谷 泰寿 | 狛江市医師会 | |
| 3 | 塩谷 達昭 | 狛江市歯科医師会 | |
| 4 | 小澤 明子 | 狛江市薬剤師会 | |
| 5 | 二宮 雅也 | 学識経験者（文教大学准教授） | 会長 |
| 6 | 鈴木 礼子 | 学識経験者（日本女子大学准教授） | 副会長 |
| 7 | 今田 緑 | 学識経験者（管理栄養士） | 令和元年 7月9日まで |
| 8 | 加藤 枝美子 | 学識経験者（元体育指導委員） | 令和元年 7月9日まで |
| 9 | 渡部 環 | 市民委員 | 令和元年 7月9日まで |
| 10 | 鈴木 昌雄 | 市民委員 | 令和元年 7月9日まで |
| 11 | 柴崎 美紀 | 学識経験者（杏林大学准教授） | 令和元年 7月10日から |
| 12 | 金子 育子 | 学識経験者（管理栄養士） | 令和元年 7月10日から |
| 13 | 泉澤 佑輔 | 学識経験者（健康運動指導士） | 令和元年 7月10日から |
| 14 | 内村 イセ子 | 市民委員 | 令和元年 7月10日から |
| 15 | 中里 美智子 | 市民委員 | 令和元年 7月10日から |
| 16 | 関 義典 | 市民委員 | 令和元年 7月10日から |
| 17 | 大倉 葉子 | 市民委員 | 令和元年 7月10日から |

【自殺対策に関する協力者】

| | 氏名 | 所属 |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 乾 真実 | 狛江のんびりクリニック院長 |
| 2 | 小高 真美 | 日本社会福祉士自殺予防領域アドバイザー 武蔵野大学 准教授 |

4 狛江市自殺対策庁内検討委員 名簿

| | 氏名 | 所属 | 備考 |
|----|--------|------------|------|
| 1 | 浅見 秀雄 | 福祉保健部長 | 委員長 |
| 2 | 鈴木 弘貴 | 健康推進課長 | 副委員長 |
| 3 | 田部井 則人 | 政策室長 | |
| 4 | 山口 敦史 | 職員課長 | |
| 5 | 片岡 晋一 | 地域活性課長 | |
| 6 | 小川 正美 | 福祉相談課長 | |
| 7 | 銀林 悠 | 子育て支援課長 | |
| 8 | 矢野 裕之 | 児童青少年課長 | |
| 9 | 宗像 秀樹 | 学校教育課長 | |
| 10 | 小嶺 大進 | 教育部理事兼指導室長 | |

5 狛江市自殺対策庁内検討委員会の設置及び運営に関する要綱

平成31年3月29日要綱第44号

狛江市自殺対策庁内検討委員会の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第3条第2項の規定に基づき、市民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現を目指し、庁内の横断的な体制により自殺対策を総合的に推進するに当たり必要な事項を検討するため、狛江市自殺対策庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する施策の総合的な推進及び評価並びに全庁的な調整に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、福祉保健部長及び次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 企画財政部政策室長
- (2) 総務部職員課長
- (3) 市民生活部地域活性課長
- (4) 福祉保健部福祉相談課長
- (5) 福祉保健部健康推進課長
- (6) 児童青少年部子育て支援課長
- (7) 児童青少年部児童青少年課長
- (8) 教育部学校教育課長
- (9) 教育部指導室長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長は、福祉保健部長を、副委員長は、健康推進課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、福祉保健部健康推進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

6 いのち支える狛江市自殺対策計画 策定経過

| 開催日 | 会議名称等 |
|------------------------------|-----------------------------|
| 平成 30 年 6 月 | 関連事業棚卸し実施 |
| 平成 30 年 10 月 4 日 | 平成 30 年度第 1 回狛江市健康づくり推進協議会 |
| 平成 30 年 11 月 22 日 | 平成 30 年度第 2 回狛江市健康づくり推進協議会 |
| 平成 31 年 1 月 31 日 | 平成 30 年度第 3 回狛江市健康づくり推進協議会 |
| 令和元年 5 月 7 日 | 平成 31 年度第 1 回狛江市自殺対策庁内検討委員会 |
| 令和元年 6 月 25 日 | 平成 31 年度第 2 回狛江市自殺対策庁内検討委員会 |
| 令和元年 7 月 1 日 | 平成 31 年度第 1 回狛江市健康づくり推進協議会 |
| 令和元年 8 月 20 日 | 平成 31 年度第 3 回狛江市自殺対策庁内検討委員会 |
| 令和元年 10 月 15 日 | 平成 31 年度第 2 回狛江市健康づくり推進協議会 |
| 令和元年 11 月 15 日～ 12 月 16 日 | パブリックコメント実施 |
| 令和元年 11 月 22、23 日 | 市民説明会実施 |
| 令和 2 年 1 月 8 日 | 平成 31 年度第 4 回狛江市自殺対策庁内検討委員会 |

登録番号(刊行物番号)

H31-54

いのち支える狛江市自殺対策計画

令和2年1月発行

発 行 狛江市

編 集 狛江市福祉保健部健康推進課

狛江市元和泉 2-35-1

03-3488-1181

印 刷 庁内印刷

頒布価格 90 円